

町民一人ひとりが人権問題に気づき、
お互いの人権を認め合う町をめざして

関ヶ原町人権施策推進指針

《第一次改定》



令和 7 年 3 月

はじめに

人権という言葉は、「人」と「権利」という2つの言葉からなっているように、人権とは人が生まれながらに持っている権利で、人間の尊厳に基づいており、誰もが侵されることのない権利であり、人が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。

本町においては、平成27年3月に「関ヶ原町人権施策推進指針」を策定するとともに、女性、子ども、高齢者、障がい者の人権については、それぞれの分野の計画に沿って、虐待・暴力の防止、差別の解消、成年後見制度等による権利擁護に取り組んできました。



しかし、私たちは無意識のうちに人権を侵害していたり、差別をしていることがあるかもしれません。また、全国各地において、いじめによる自殺、インターネット等によるトラブル、子どもや高齢者の虐待、女性への暴力などが報じられており、命に関わる問題にもなっています。また、近年においては、新型コロナウイルス感染症の拡大によって生じた感染者等への偏見やインターネット等による人権侵害、性的指向・性自認を理由とする人権問題など、今なお多くの課題が残されています。こうした社会情勢の変化や「人権に関する町民意識調査」の結果を踏まえ、人権に対する取り組みを全庁的に推進し、町民一人ひとりの人権が尊重され、ともに安心して暮らすことができる社会を目指して、「関ヶ原町人権施策推進指針（第一次改定）」を策定しました。

この指針では、さまざまな人権問題について学び気づきを促すことにより、人権意識や人権感覚を高めていくための学校教育、社会教育、啓発活動等の方向性を示しています。また、女性、子ども、高齢者、障がい者などの人権問題、部落差別（同和問題）、刑を終えて出所した人等、犯罪被害者とその家族の人権など、重要課題ごとに施策の方向性を示しました。

今後は、本指針に基づき、地域や学校、家庭が一体となり、関係機関・団体と協力して人権教育・啓発を推進し、基本理念として掲げた、「町民一人ひとりが人権問題に気づき、お互いの人権を認め合う町」の実現を目指して、人権施策の推進に取り組んでまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本指針の策定にあたり、ご尽力いただきました関ヶ原町人権施策推進指針策定委員会の委員の皆様、人権に関する町民意識調査にご協力いただきました町民の皆様に厚く御礼を申し上げます。

令和7年3月

関ヶ原町長 西 脇 康 世

第1章 指針の概要

1 指針策定の背景	2
(1) 国際的な動向	2
(2) 国内の動向	2
(3) 岐阜県の取り組み	4
2 本町の取り組みと指針の改定	4
(1) 本町の取り組み	4
(2) 指針改定のねらい	4
3 指針の性格	5
4 指針の期間	5
5 指針の策定体制	5
(1) 関ヶ原町人権施策推進指針策定委員会	5
(2) 人権に関する町民意識調査	5

第2章 人権をめぐる住民の意識

1 人権に関する町民意識調査の概要	8
2 回答者の属性	9
(1) 性別	9
(2) 年齢	9
(3) 職業	10
(4) 家族構成	11
3 関心を持っている人権問題	12
4 人権を侵害されたこと	14
(1) 人権を侵害されたと感じたことがあるか	14
(2) どのような人権侵害を受けたか	15
(3) 人権侵害を受けた場合どうするか	16
5 心の中の差別や偏見	17
6 人々の人権意識	18
(1) 一人ひとりの人権は守られているか	18
(2) 一人ひとりの人権意識は以前に比べて高くなっているか	19
7 人権に関する住民の認識を深める方法	20

第3章 指針の基本的な考え方

1 基本理念	22
--------	----

2 基本的な考え方	23
(1) ともに暮らす心の育成	23
(2) 気づきを促す人権教育・啓発	23
3 人権教育・啓発の推進方針	23
(1) 学校教育における人権教育の推進	23
(2) 社会教育における人権教育の推進	24
(3) 役場職員等の人権教育の推進	24
(4) 住民・企業等への啓発活動の推進	24

第4章 重要課題への対応

1 女性の人権	26
(1) 現状と課題	26
(2) 施策の方向性	27
2 子どもの人権	30
(1) 現状と課題	30
(2) 施策の方向性	31
3 高齢者の人権	34
(1) 現状と課題	34
(2) 施策の方向性	35
4 障がい者の人権	38
(1) 現状と課題	38
(2) 施策の方向性	40
5 部落差別（同和問題）	43
(1) 現状と課題	43
(2) 施策の方向性	45
6 外国人の人権	47
(1) 現状と課題	47
(2) 施策の方向性	48
7 感染症患者等（エイズ患者、ハンセン病患者、ウイルス感染者等）の人権	50
(1) 現状と課題	50
(2) 施策の方向性	51
8 刑を終えて出所した人等の人権	53
(1) 現状と課題	53
(2) 施策の方向性	54
9 犯罪被害者とその家族の人権	55
(1) 現状と課題	55
(2) 施策の方向性	57
10 インターネットによる人権侵害	58
(1) 現状と課題	58
(2) 施策の方向性	59
11 性的指向・性自認を理由とする人権問題	61
(1) 現状と課題	61
(2) 施策の方向性	62
12 さまざまな人権問題	64
(1) アイスの人々の人権	64
(2) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	64
(3) 人身取引の被害者の人権	64
(4) ホームレスの人権	64
(5) 災害等に起因する人権問題	65

資料編

1	策定経過	68
2	関ヶ原町人権施策推進指針策定委員会	68
3	関係法令等	69
(1)	世界人権宣言	69
(2)	主な人権関連条約	73
(3)	日本国憲法（抄）	74
(4)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	76
(5)	その他の主な人権関連法	78

第 1 章 指針の概要



1 指針策定の背景

(1) 国際的な動向

1948年（昭和23年）の国連総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めた「世界人権宣言」が採択されました。その第1条において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という人権の基本的な考え方が示されています。

その後、「世界人権宣言」を実効あるものとするため、人種差別撤廃条約（1965年）、国際人権規約（1966年）、女子差別撤廃条約（1979年）、児童の権利に関する条約（1989年）などの人権関係諸条約が採択されるとともに、国際婦人年をはじめとした各種の国際年、各種宣言等によって人権尊重、差別撤廃に向けた取り組みが行われてきました。

1994年（平成6年）には、国連総会において、人権教育を通じて人権文化を世界に築くことを目的として、1995年から2004年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されるとともに、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取り組みが開始されました。

2004年（平成16年）の国連総会において、人権教育がすべての国で取り込まれるよう「人権教育のための国連10年」の取り組みを継承する「人権教育世界プログラム」が2005年から開始される決議が採択され、21世紀を「人権の世紀」とする取り組みが推進されています。

さらに、「人権教育世界プログラム」は、2020～2024年の第4段階においては、第1段階の対象であった初等・中等教育、第2段階の高等教育、第3段階のメディア関係職者やジャーナリストにおける人権教育の取り組みを一層強化し、「青少年のための人権教育」に重点を置くこととされました。

(2) 国内の動向

わが国は、人権をめぐる国際的な動きの中で、国際社会の一員として「国際人権規約」や「女子差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」などの人権に関する諸条約を批准するなど基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及に向けた取り組みを進めてきました。

平成9年3月には、さまざまな人権問題を踏まえ今後の人権擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が施行されました。また、平成9年7月には「人権教育のための国連10年」に関する行動計画が策定され、あらゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする重要課題への対応など、具体的な取り組みが示されました。

平成12年12月には、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・人権啓発の推進は国の責務と定められ、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されました。そして平成14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました（平成23年4月一部変更）。その中で個別の人権課題として、13項目をあげています。

【各人権課題に対する取組】

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 女性 | (2) 子ども |
| (3) 高齢者 | (4) 障害者 |
| (5) 同和問題 | (6) アイヌの人々 |
| (7) 外国人 | (8) HIV感染者・ハンセン病患者等 |
| (9) 刑を終えて出所した人 | (10) 犯罪被害者等 |
| (11) インターネットによる人権侵害 | (12) 北朝鮮当局による拉致問題等 |
| (13) その他 | |

その後、「犯罪被害者等基本法」（平成17年）、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」（平成18年）、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成21年）、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成21年）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（平成24年）や、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」の改正、「いじめ防止対策推進法」（平成25年）の制定、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の改正など、個別の人権関係法の整備や改正がなされています。また、平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を制定し、翌年に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しました。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は、平成28年に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」とともに施行（いわゆる「人権三法」）されました。さらに、令和4年には子どもの権利を保障するものとして「こども基本法」、令和5年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定されるなど、個別の人権関係法の改正や整備が進められています。

(3) 岐阜県の取り組み

岐阜県では、平成15年3月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定されている「地方公共団体の責務」に基づき、「岐阜県人権施策推進指針」を策定し、この指針に沿って人権尊重の意識を高めるため取り組みを推進してきました。平成20年3月、平成25年3月、平成30年3月、令和5年3月と5年ごとに改定を行い、社会情勢の変化等を踏まえた人権課題に対応するための方向性を示しています。

2 本町の取り組みと指針の改定

(1) 本町の取り組み

本町では、これまでも、女性、子ども、高齢者、障がい者などさまざまな人権問題について、学校教育、生涯学習の中で教育・啓発に取り組むとともに、男女共同参画プラン、子ども・子育て支援事業計画、いきいきプラン（老人福祉計画・介護保険事業計画）、はばたきプラン（障がい者計画）等の分野別計画の中に施策を盛り込み、取り組んできました。

こうした人権問題に対して全庁的に取り組み、すべての住民の人権が尊重され、ともに安心して暮らすことができるよう、平成27年3月に「関ヶ原町人権施策推進指針」（以下「指針」といいます）を策定しました。

(2) 指針改定のねらい

人権問題については、今なお多くの課題が残されており、近年においては、新型コロナウイルス感染症の拡大によって生じた感染者等の人権問題やインターネット等による人権侵害、性的指向・性自認を理由とする人権問題、職場等におけるハラスメントによる人権侵害など、見直すべき課題が生じています。

こうした社会情勢の変化等に対応した人権問題に全庁的に取り組み、すべての住民の人権が尊重され、ともに安心して暮らすことができるよう、「関ヶ原町人権施策推進指針」（以下「指針」といいます）を改定（第一次改定）します。

3 指針の性格

この指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定されている「地方公共団体の責務」に基づき、関ヶ原町の人権教育・啓発の取り組み方針を示すものであり、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や岐阜県の「人権施策推進指針」との整合性を図りながら作成しました。

4 指針の期間

この指針の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、国内外の動きや関ヶ原町を取り巻く社会経済状況、社会構造の変化に伴い、必要に応じて見直しを行います。

5 指針の策定体制

(1) 関ヶ原町人権施策推進指針策定委員会

人権課題に関わる各種団体及び関係機関の代表者等で構成する「関ヶ原町人権施策推進指針策定委員会」を設置し、指針の内容について審議を行いました。

(2) 人権に関する町民意識調査

人権についての関心、さまざまな人権に関する課題、必要な取り組み等についての考えをお聞きし、今後の人権教育・啓発の施策を推進する上での基礎資料を得ることを目的として、18歳以上の住民を対象としたアンケートを実施しました。

第2章 人権をめぐる住民の意識



人権に関する町民意識調査から

1 人権に関する町民意識調査の概要

(1) 調査対象・調査方法等

- ① 調査対象 町在住の18歳以上の人
- ② 抽出方法 住民基本台帳からの無作為抽出
- ③ 調査方法 郵送配布・郵送回収
- ④ 調査期間 令和5年10月1日～10月16日

(2) 回収結果

配布数	回収数	有効回答
1,000	442 (44.2%)	439 (43.9%)

(3) 調査の内容

- ① 人権全般について
- ② 女性の人権について
- ③ 子どもの人権について
- ④ 高齢者の人権について
- ⑤ 障がい者の人権について
- ⑥ 部落差別（同和問題）について
- ⑦ 外国人の人権について
- ⑧ 感染症患者等の人権について
- ⑨ 刑を終えて出所した人の人権について
- ⑩ 犯罪被害者とその家族の人権について
- ⑪ インターネットによる人権侵害について
- ⑫ 性的指向・性自認を理由とする人権問題について
- ⑬ 人権教育・人権啓発の方法について

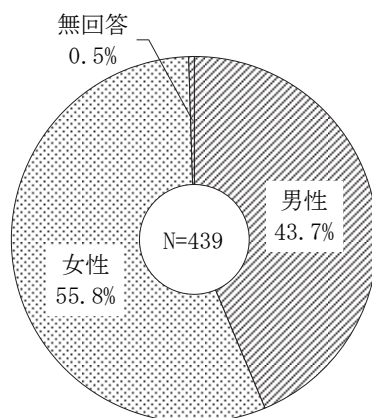
個別の人権問題に関するアンケート結果は、第4章に掲載しています。

2 回答者の属性

(1) 性 別

回答者の性別は、男性が43.7%（192人）、女性が55.8%（245人）、無回答が0.5%（2人）です。

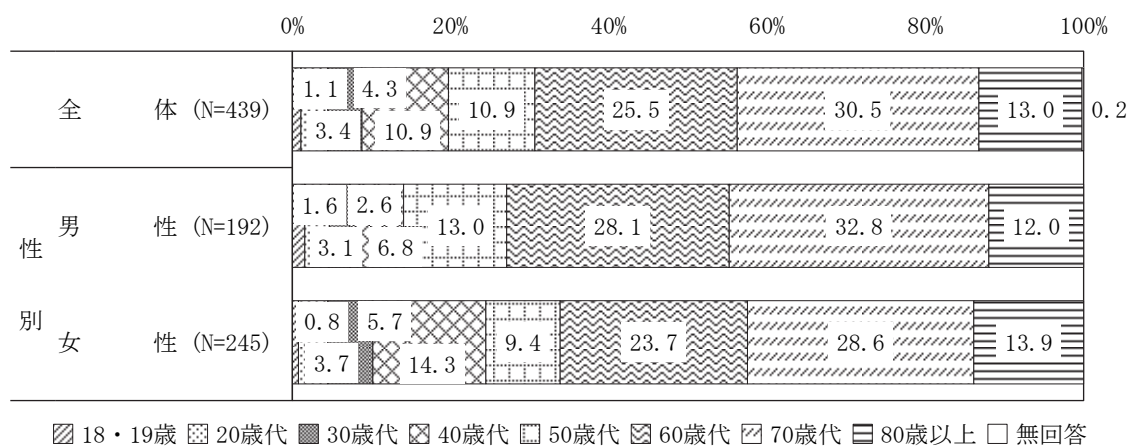
図表 2－1 性 別



(2) 年 齢

回答者の年齢は、「70歳代」が30.5%と最も高く、次いで、「60歳代」が25.5%、「80歳以上」が13.0%となっています。これらを合計した60歳以上が69.0%、70歳以上が43.5%を占めています。

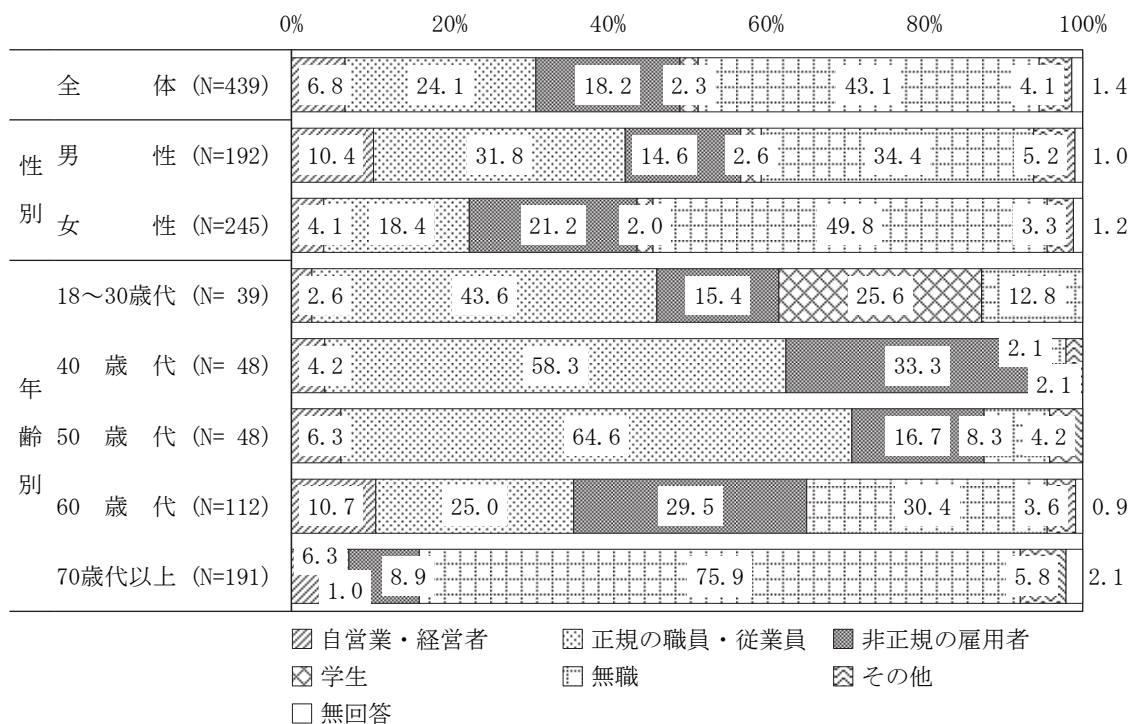
図表 2－2 年 齢



(3) 職 業

職業は、「無職」が43.1%を占めています。次いで、「正規の職員・従業員（会社員・公務員など）」（24.1%）、「非正規の雇用者（パート、アルバイト（内職含む）、期間契約社員、派遣労働者など）」（18.2%）、「自営業・経営者（農林水産業・商工・サービス業・自由業等個人事業主と家族従業員、会社経営者など）」（6.8%）の順となっています。18～50歳代は「正規の職員・従業員」が最も高く、70歳代以上は「無職」が特に高くなっています。

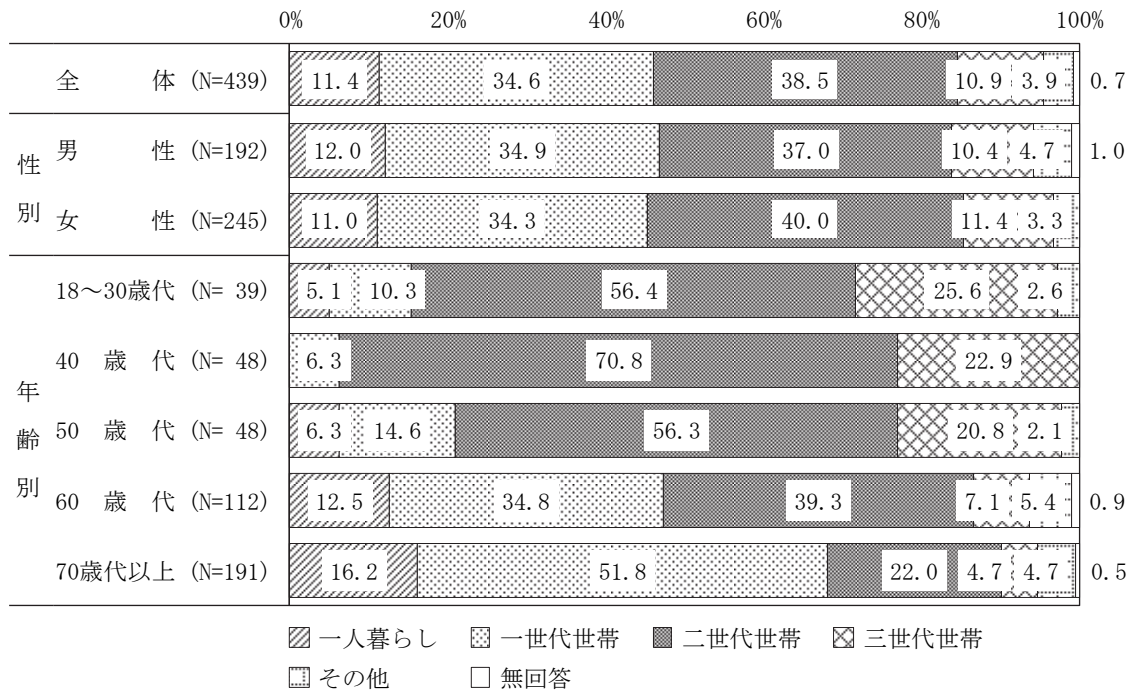
図表 2－3 職 業



(4) 家族構成

家族構成は、「二世代世帯（親とその子ども）」が38.5%と最も高く、次いで、「一世代世帯（夫婦のみ）」（34.6%）、「一人暮らし」（11.4%）の順となっています。70歳代以上は「一世代世帯」が最も高く、その他の年齢層は「二世代世帯」が最も高くなっています。

図表 2－4 家族構成

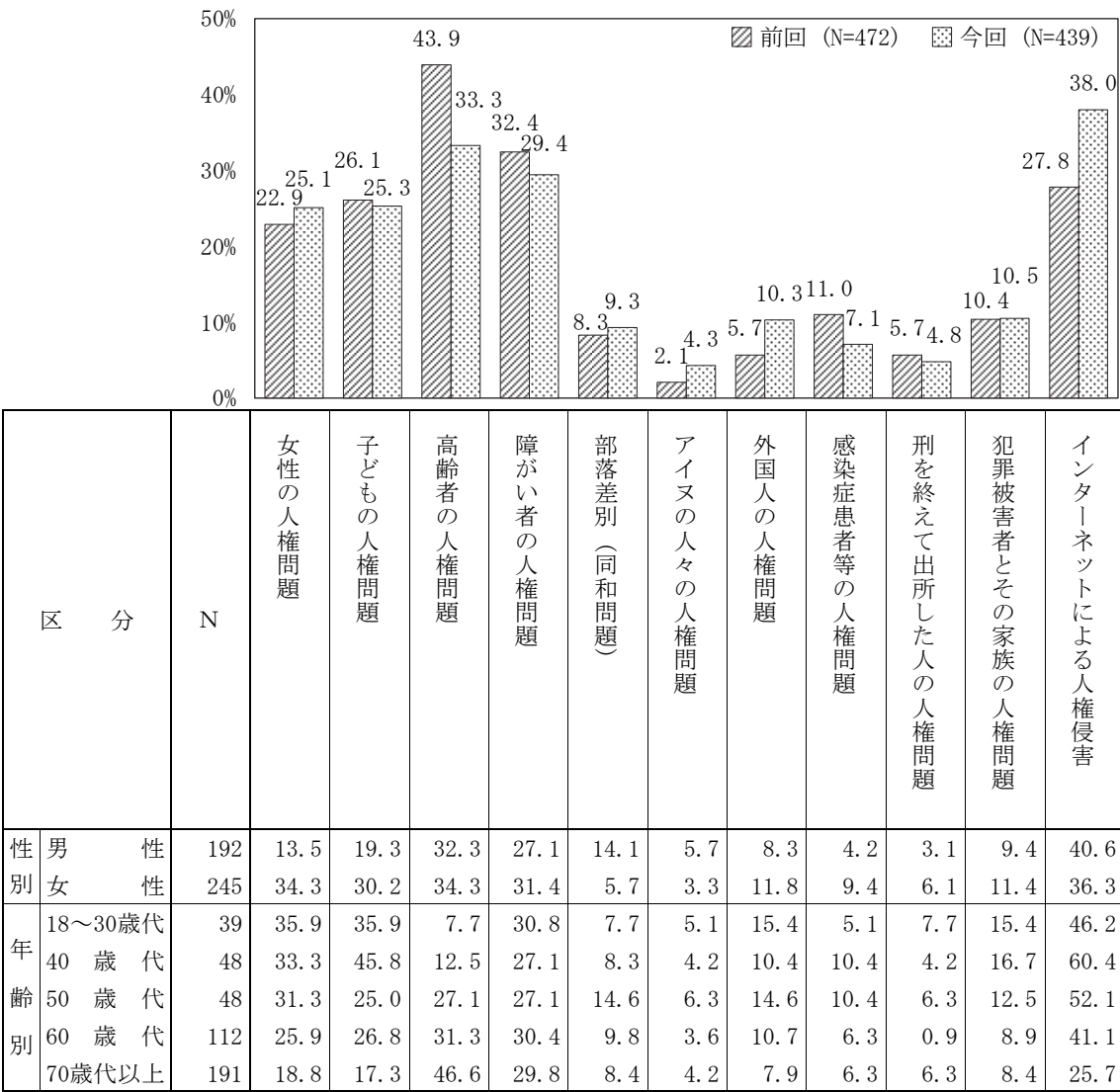


3 関心を持っている人権問題

「以下にあげた各人権問題の中で、あなたが現在関心を持っているものはどの問題ですか」という設問に対しては、「インターネットによる人権侵害」が38.0%と最も高く、次いで、「高齢者の人権問題」が33.3%、「個人情報保護の問題」が33.0%などとなっています。なお、「特に関心を持っている問題はない」は12.5%となっています。

前回（平成26年）の調査結果と比べると、「インターネットによる人権侵害」と「特に関心を持っている問題はない」が10ポイント以上上昇する一方、「高齢者の人権問題」と「北朝鮮当局による拉致問題」が10ポイント以上低下しています。

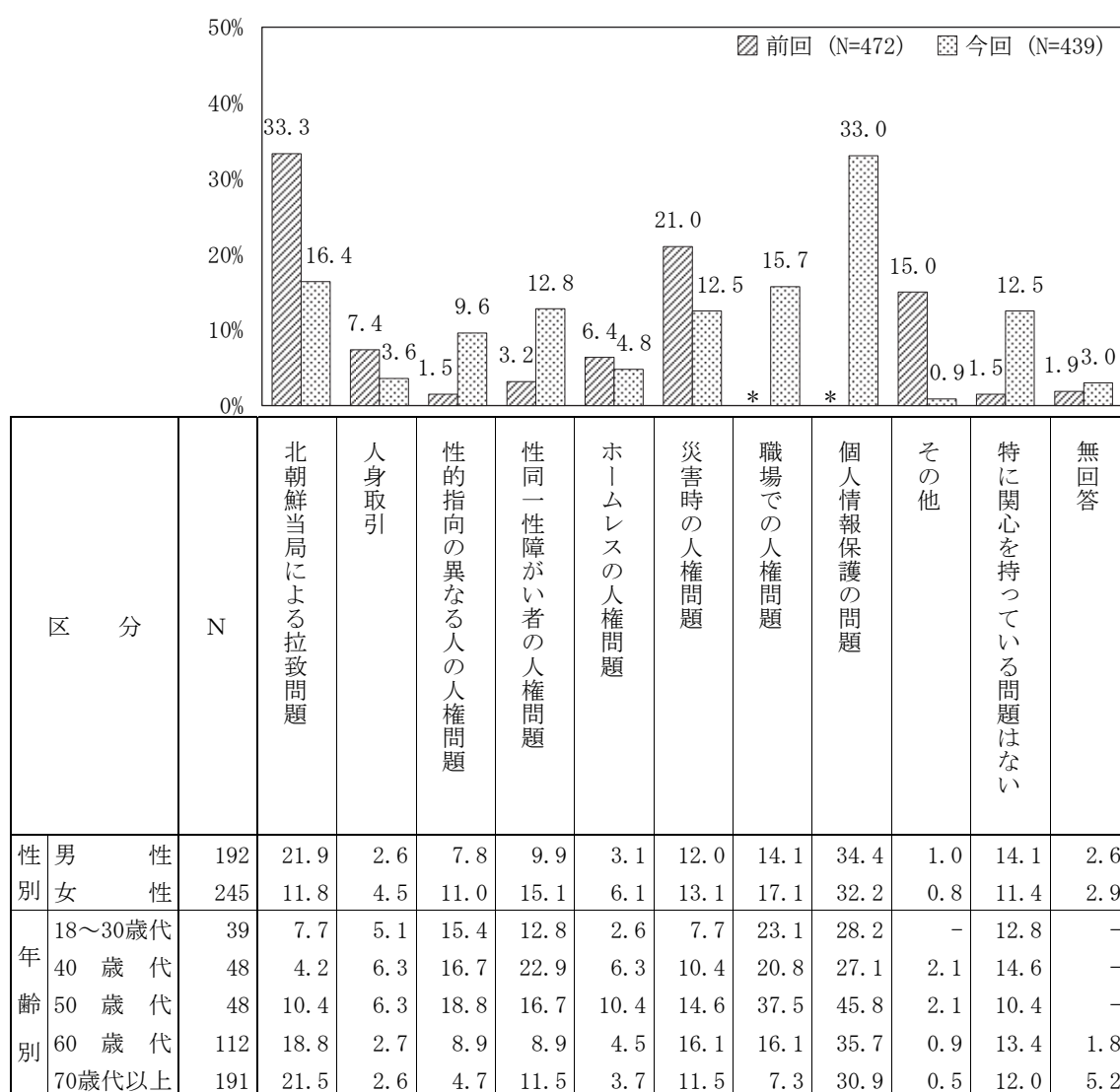
図表 2－5 関心を持っている人権問題（いくつでも）その 1



今回（令和５年）の調査結果を性別にみると、男女ともに「インターネットによる人権侵害」が最も高くなっていますが、女性では、次に「女性の人権問題」と「高齢者の人権問題」が34.3%と高く、「女性の人権問題」と「子どもの人権問題」は、男性に比べて女性が10ポイント以上高くなっています。なお、「北朝鮮当局による拉致問題」は、女性に比べて男性が10ポイント程度高くなっています。

年齢別にみると、70歳代以上では、「高齢者の人権問題」が46.6%と最も高く、「高齢者の人権問題」は年齢が高いほど割合も高い一方、「女性の人権問題」は年齢が低いほど割合が高いことが特徴としてあげられます。

図表２－５ 関心を持っている人権問題（いくつでも）その２



* 前回（平成26年）の調査には設定のない選択項目

4 人権を侵害されたこと

(1) 人権を侵害されたと感じたことがあるか

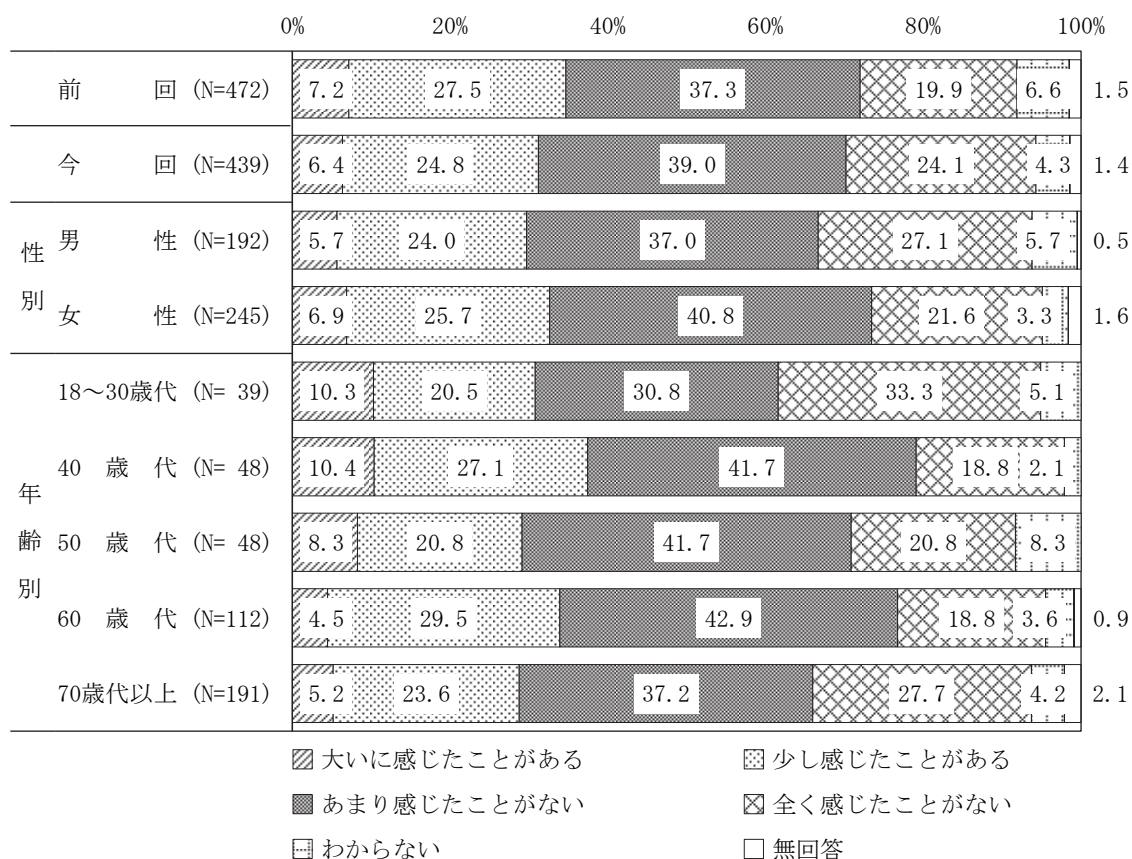
「これまでに人権を侵害（暴力、脅迫、強要、プライバシーの侵害、差別待遇など）されたと感じたことがありますか」という設問に対しては、「あまり感じたことがない」が39.0%と最も高く、「全く感じたことがない」の24.1%と合計した＜感じたことがない＞は63.1%です。「大いに感じたことがある」(6.4%)と「少し感じたことがある」(24.8%)を合計した＜感じたことがある＞は31.2%です。

前回（平成26年）の調査結果と比べると、＜感じたことがない＞が6ポイント程度上昇していますが、＜感じたことがある＞は大きな差はみられません。

今回（令和5年）の調査結果を性別にみても、大きな差はみられません。

年齢別にみると、＜感じたことがない＞は大きな差はみられませんが、＜感じたことがある＞は年齢層によりやや異なる様子がうかがえます。

図表2-6 人権を侵害されたと感じたことがあるか



(2) どのような人権侵害を受けたか

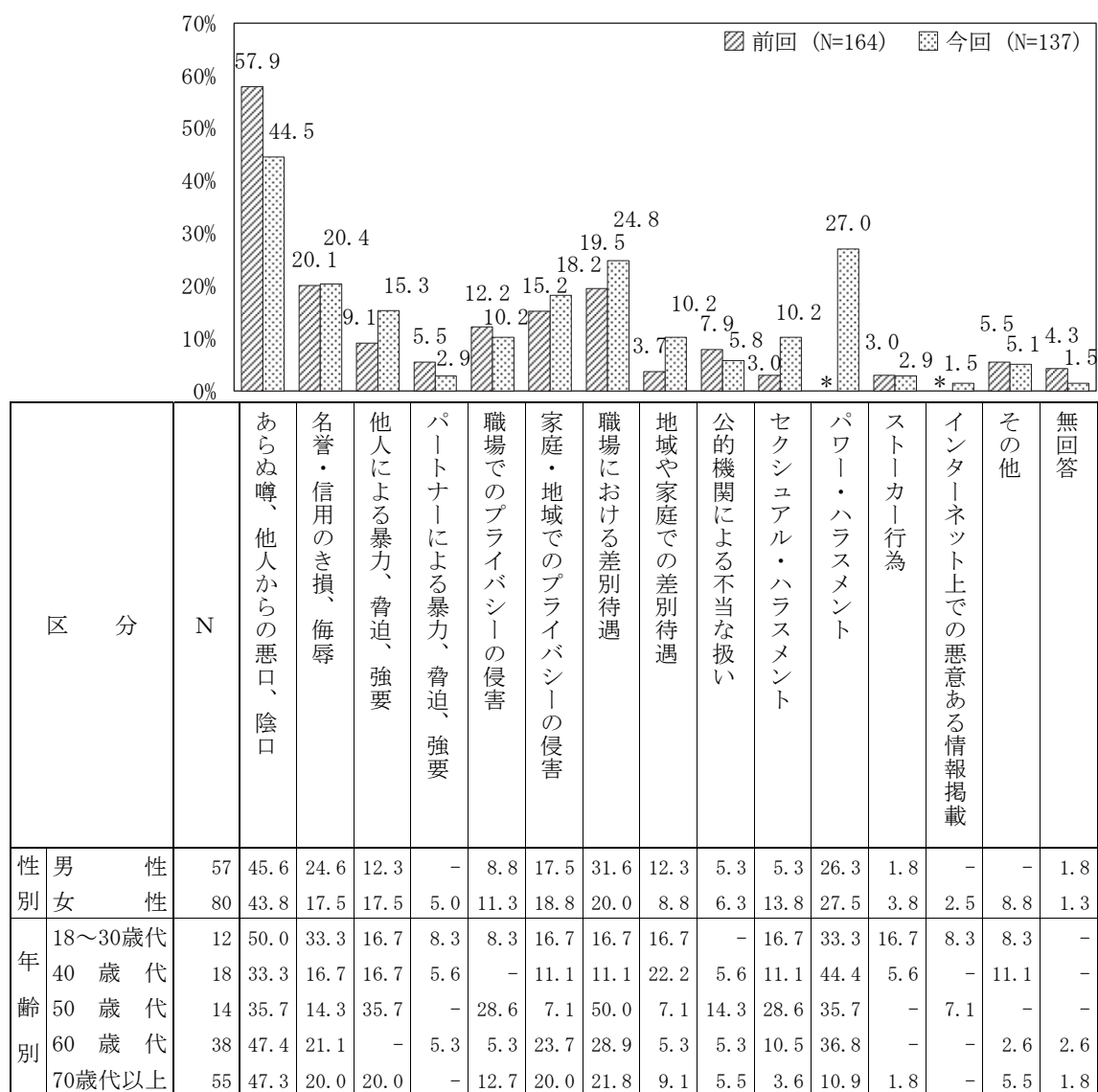
前問で「大いに感じたことがある」または「少し感じたことがある」と回答した人に、それはどのような人権侵害かをたずねたところ、「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」が44.5%と最も高く、次いで、「パワー・ハラスメント」が27.0%、「職場における差別待遇」が24.8%などとなっています。

前回（平成26年）の調査結果と比べると、「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」が10ポイント以上低下しています。

今回（令和5年）の調査結果を性別にみると、男女ともに上記3項目が上位を占めていますが、「職場における差別待遇」は、男性が女性に比べて10ポイント以上高くなっています。

年齢別にみると、40歳代では「パワー・ハラスメント」が、50歳代では「職場における差別待遇」が最も高くなっています。

図表２－７ どのような人権侵害を受けたか（いくつでも）



* 前回（平成26年）の調査には設定のない選択項目

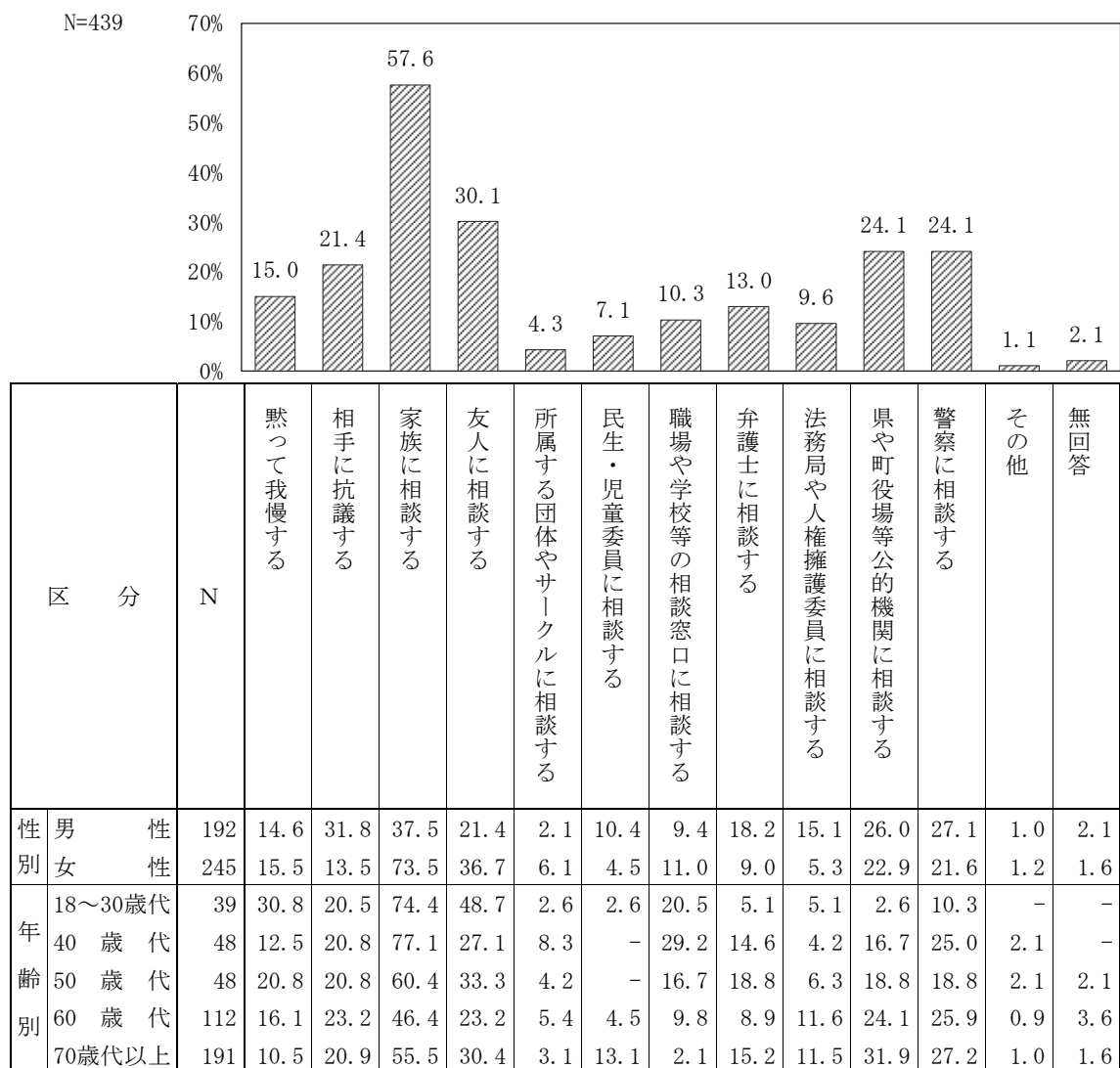
(3) 人権侵害を受けた場合どうするか

「もしも人権侵害を受けた場合、どのような対応をしますか」という設問（今回から設定）に対しては、「家族に相談する」が57.6%と最も高く、次いで、「友人に相談する」が30.1%となっています。

性別にみると、男女ともに「家族に相談する」が最も高くなっていますが、女性が73.5%と、特に高くなっています。また、「相手に抗議する」は女性に比べて男性が、「友人に相談する」は男性に比べて女性が、10ポイント以上高くなっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層も「家族に相談する」が最も高くなっています。

図表 2－8 人権侵害を受けた場合どうするか（いくつでも）



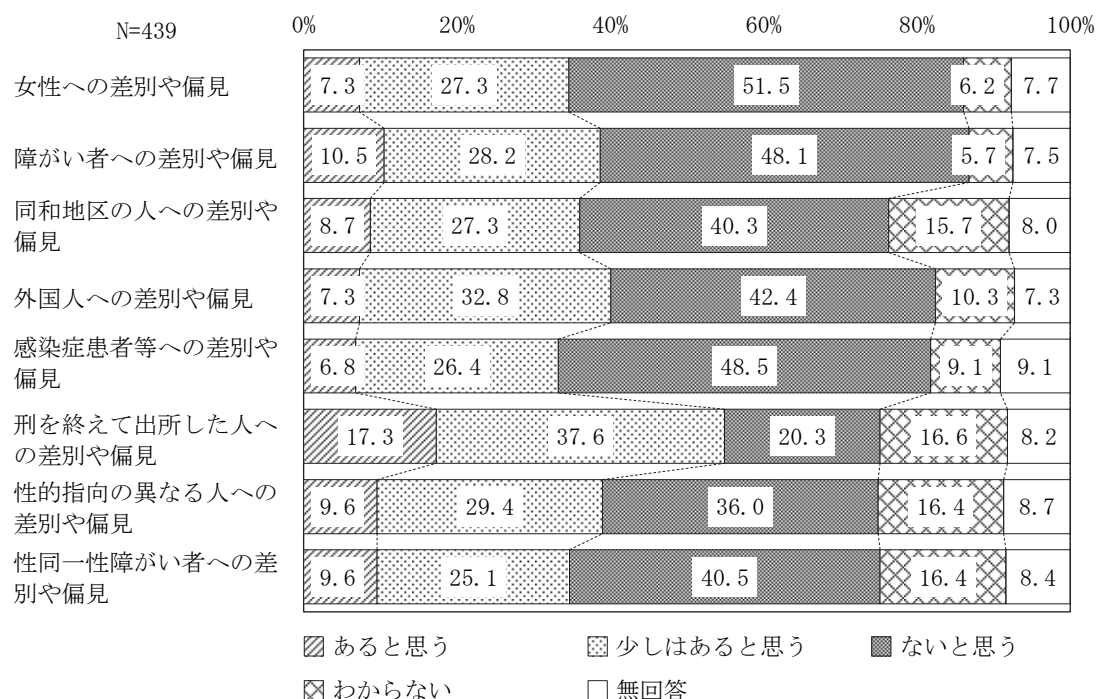
5 心の中の差別や偏見

図表2-9は、女性、障がい者、同和地区の人、外国人、感染症患者等、刑を終えて出所した人、性的指向の異なる人、性同一性障がい者に対して、「あなた自身の心の中に差別や偏見がある」と思うかをたずねた結果です。

「あると思う」が最も高いのは、刑を終えて出所した人の17.3%で、「少しはあると思う」(37.6%)と合計したくあると思う>は54.9%です。このほか、外国人に対してくあると思う>が40%に及んでいます。

「ないと思う」が最も高いのは、女性への差別や偏見での51.5%となっています。

図表2-9 心の中に差別や偏見があると思うか



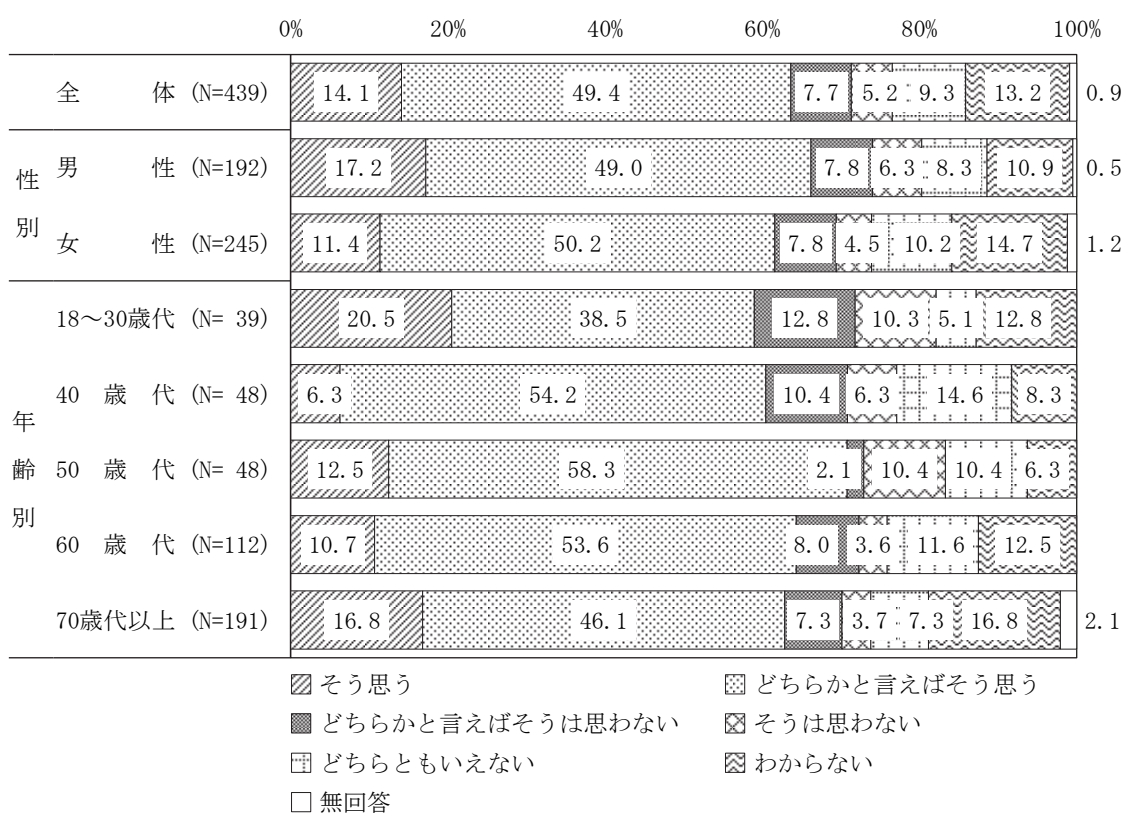
6 人々の人権意識

(1) 一人ひとりの人権は守られているか

「あなたの身近で一人ひとりの人権は守られていると思いますか」という設問（今回から設定）に対しては、「どちらかと言えばそう思う」が49.4%と最も高く、「そう思う」の14.1%と合計したくそう思う>は63.5%です。「そうは思わない」（5.2%）と「どちらかと言えばそうは思わない」（7.7%）を合計したくそうは思わない>は12.9%です。

<そう思う>は、性別にみると、女性に比べて男性が5ポイント程度高く、年齢別にみると、50歳代が70%に及んで顕著に高くなっています。

図表2-10 一人ひとりの人権は守られているか

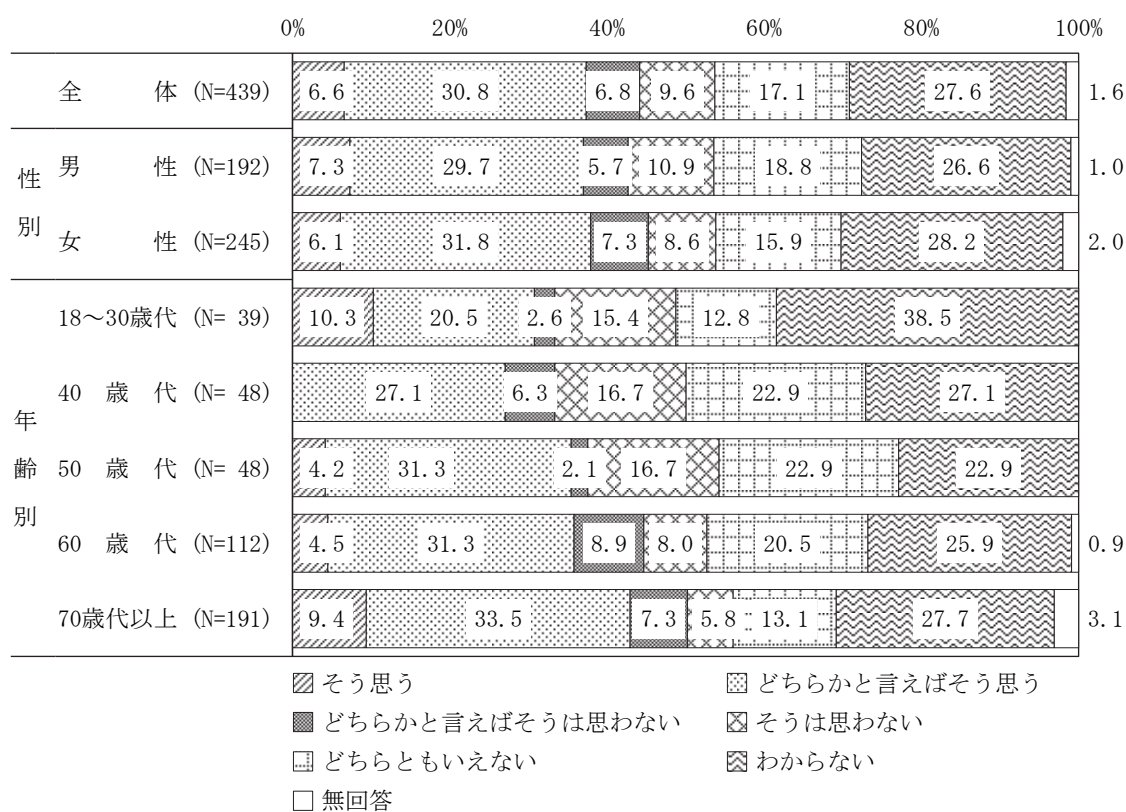


(2) 一人ひとりの人権意識は以前に比べて高くなっているか

「町民一人ひとりの人権意識は以前（５年ぐらい前）に比べて高くなっていると思いますか」という設問（今回から設定）に対しては、「どちらかと言えばそう思う」が30.8%と最も高く、「そう思う」の6.6%と合計した＜そう思う＞は37.4%です。「そうは思わない」（9.6%）と「どちらかと言えばそうは思わない」（6.8%）を合計した＜そうは思わない＞は16.4%です。なお、「わからない」が27.6%となっています。

＜そう思う＞は、性別にみても、ほとんど差はみられませんが、年齢別にみると、年齢が高いほど割合が高い傾向にあります。

図表２－11 一人ひとりの人権意識は以前（５年ぐらい前）に比べて高くなっているか



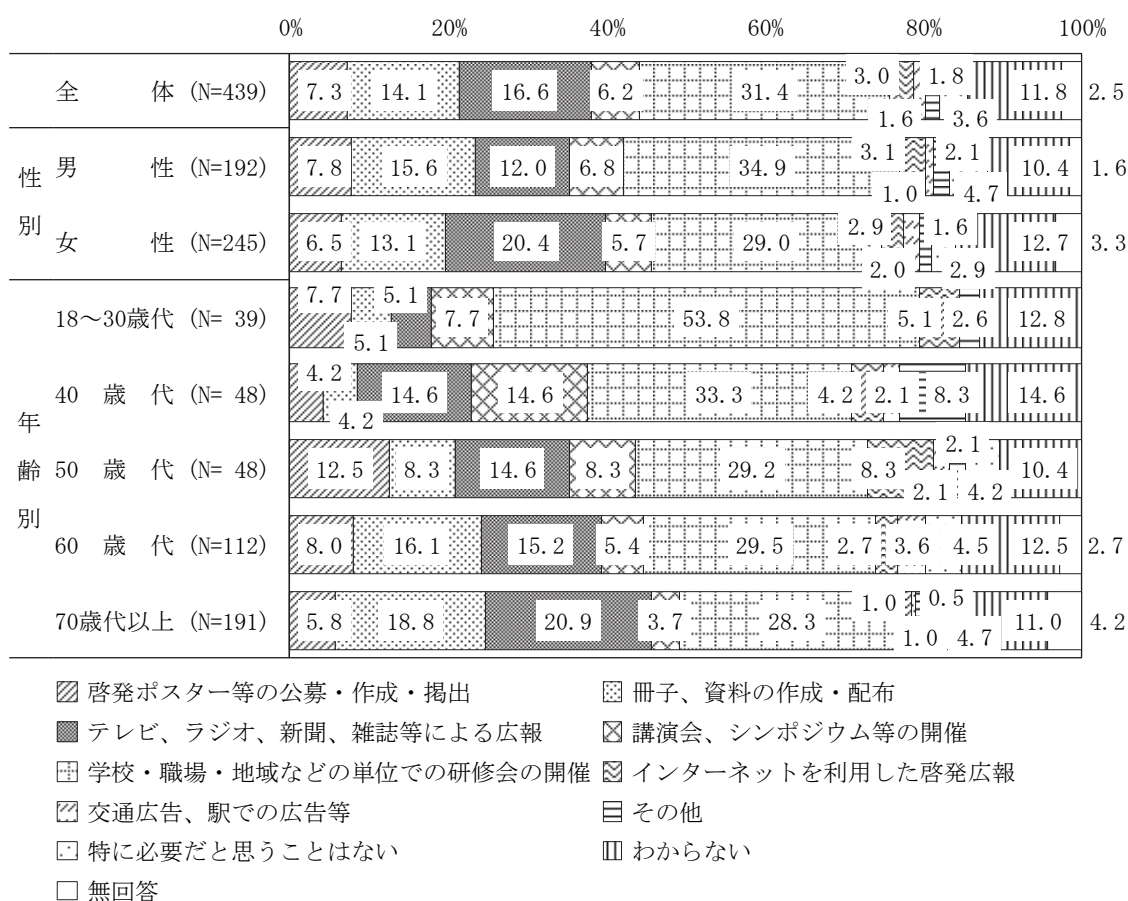
7 人権に関する町民の認識を深める方法

人権に関する町民の認識を深めるための人権教育・人権啓発の方法については、「学校・職場・地域などの単位での研修会の開催」が31.4%と最も高く、次いで、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等による広報」(16.6%)、「冊子、資料の作成・配布」(14.1%)の順となっています。

性別にみると、「学校・職場・地域などの単位での研修会の開催」は女性に比べて男性が6ポイント程度高い一方、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等による広報」は男性に比べて女性が8ポイント程度高くなっています。

年齢別にみると、「学校・職場・地域などの単位での研修会の開催」は、年齢が低いほど割合が高い傾向にあり、18～30歳代では50%を超えて顕著に高くなっています。また、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等による広報」や「冊子、資料の作成・配布」は年齢が高いほど割合が高い傾向にあります。

図表2-12 人権に関する町民の認識を深めるために必要なこと



第 3 章 指針の基本的な考え方



1 基本理念

町民一人ひとりが人権問題に気づき、お互いの人権を認め合う町をめざして

世界人権宣言の第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という人権の基本的な考え方を示しています。

日本国憲法では、第11条において、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とし、第14条では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と基本的人権について規定しています。このように、すべての人が尊重され、人間らしく生きる権利が保障されています。

しかし、現実には、各国間・国内での民族や宗教をめぐる対立や紛争、テロなどによって依然として人権侵害は続いています。わが国においても、人権に関する問題は少なくありません。子どもや高齢者への虐待、高齢者を狙った悪徳商法などのニュースは毎日のように報じられています。インターネットや携帯メールを利用した子どものいじめ、ライン等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）トラブルなどは、新たな、また深刻な人権問題となっています。

人権とは、人が幸せに生きていく権利であり、すべての人の人権が尊重され、自分と同様に他人の人権をも尊重していかなければなりません。そのことにより、平和で豊かな社会を実現することができると思います。

私たちは、気がつかないうちに人権を侵害している、差別をしていることがあります。さまざまな人権問題について学び、気づきを促すことにより人権意識を高め、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざしていきます。

このような考えに基づき、本指針の基本理念を「町民一人ひとりが人権問題に気づき、お互いの人権を認め合う町をめざして」と掲げ、人権教育・啓発を推進していきます。

また、この基本理念の実現に向け、次の目標の達成をめざします。

一人ひとりの人権意識が以前より高まっていると感じる町民の割合：50%

※令和5年町民意識調査：「どちらかと言えばそう思う」（30.8%）＋「そう思う」（6.6%）より向上

2 基本的な考え方

(1) ともに暮らす心の育成

性別、年齢、障がいの有無、国籍などの異なる人々がともに暮らしているのが現実の社会です。住民一人ひとりが、社会の一員として、それぞれの個性や違いを尊重し、さまざまな文化、多様性を認め合い、支え合いながらともに生きる心の育成を推進していきます。同時に人権の大切さを知り、人権問題は命に関わる問題であることの理解を深めていきます。

(2) 気づきを促す人権教育・啓発

人権教育・啓発は、子どもから大人まで、さまざまな機会を通じて実施されることにより、人権問題に気づき、互いを尊重する心を育むことができます。人権教育・啓発を生涯を通じた課題としてとらえ、参加型・体験型の教育・啓発などを取り入れ、関心を高め、気づきを促すための学習活動を推進していきます。

3 人権教育・啓発の推進方針

人権教育・啓発は、家庭、学校、地域と一体となって、人権意識の高揚と差別問題への正しい認識と理解を深めます。

アンケート結果によると、人権に関する市民の認識を深めるためには、家庭、学校、地域における人権教育が期待されています。また、「啓発ポスター等の公募・作成・掲出」「冊子、資料の作成・配布」「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等による広報」等による人権啓発も求められています。

(1) 学校教育における人権教育の推進

○学校教育においては、全教育活動を通じ、一人ひとりのよさを認め合い、温かくいきいきと活動できる、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりに取り組みます。

○総合的な学習の時間においては、参加型・体験型の教育・啓発を取り入れ、命の大切さや思いやりの心を育んでいきます。

○いじめの問題や自殺に関し、命を守ることを最優先に考えることや他を思いやる心を育む教育を推進するとともに、相談体制の充実を図ります。また、インターネット等による人権侵害やトラブルに巻き込まれないよう情報モラル教育の一層の推進を図ります。

○家庭・地域と連携した人権教育を推進します。

○研修機会の充実に努め、教職員の人権教育における指導力向上を図ります。

(2) 社会教育における人権教育の推進

○社会教育においては、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、世の中にある不合理な差別をなくすよう、生涯学習の視点を踏まえ、人権に関する学習を推進します。

○人権教育活動を効果あるものにするため、人権指導者の養成を推進するとともに、関係団体と連携して効果的な人権教育を推進します。

○家庭は、特に子どもにとっては、人権に関する基本的学習の場であり、親が偏見を持たず、人権問題を正しく理解した上で子どもと接することが重要であることから、保護者の人権意識を高める教育、啓発、情報提供の充実に努めます。

(3) 役場職員等の人権教育の推進

○町職員が、より高い人権感覚を身につけ、人権に関わる法制度を理解し、適切な窓口対応や業務の遂行が図れるよう研修等を実施します。

(4) 住民・企業等への啓発活動の推進

○人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進するとともに、誤った情報に基づく差別や偏見を解消するため、正しい情報の提供に努めます。

○生命の尊さや個性の尊重という視点を重視した啓発活動を推進します。

○住民一人ひとりが人権感覚や感性を体得するという観点から、受身型の啓発にとどまらず、住民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法について研究を進めます。

○賃金や昇進等の男女格差の是正、障がい者雇用の促進や差別の解消、ハラスメントの防止など、企業や事業所が取り組むべき人権課題があります。国・県と連携して啓発活動を推進します。また、企業等の依頼に応じて、研修等への支援を行います。

○福祉関係者や保健・医療関係者、マスメディア関係者等、人権に関わりの深い分野に従事する人に対し、研修等を通じて人権教育・啓発を推進します。

第4章 重要課題への対応



課題別の人権教育・啓発の推進方針

1 女性の人権

(1) 現状と課題

日本国憲法第14条では、「法の下での平等」について、人々が等しく自由で豊かに生きる権利を保障しています。また、第24条では「家庭生活における個人の尊厳と両性の平等」について、両性の本質的な平等を保障しています。

このような人権尊重の考え方にに基づき、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に共に参画することにより、調和のとれた豊かな社会の形成が目指されています。

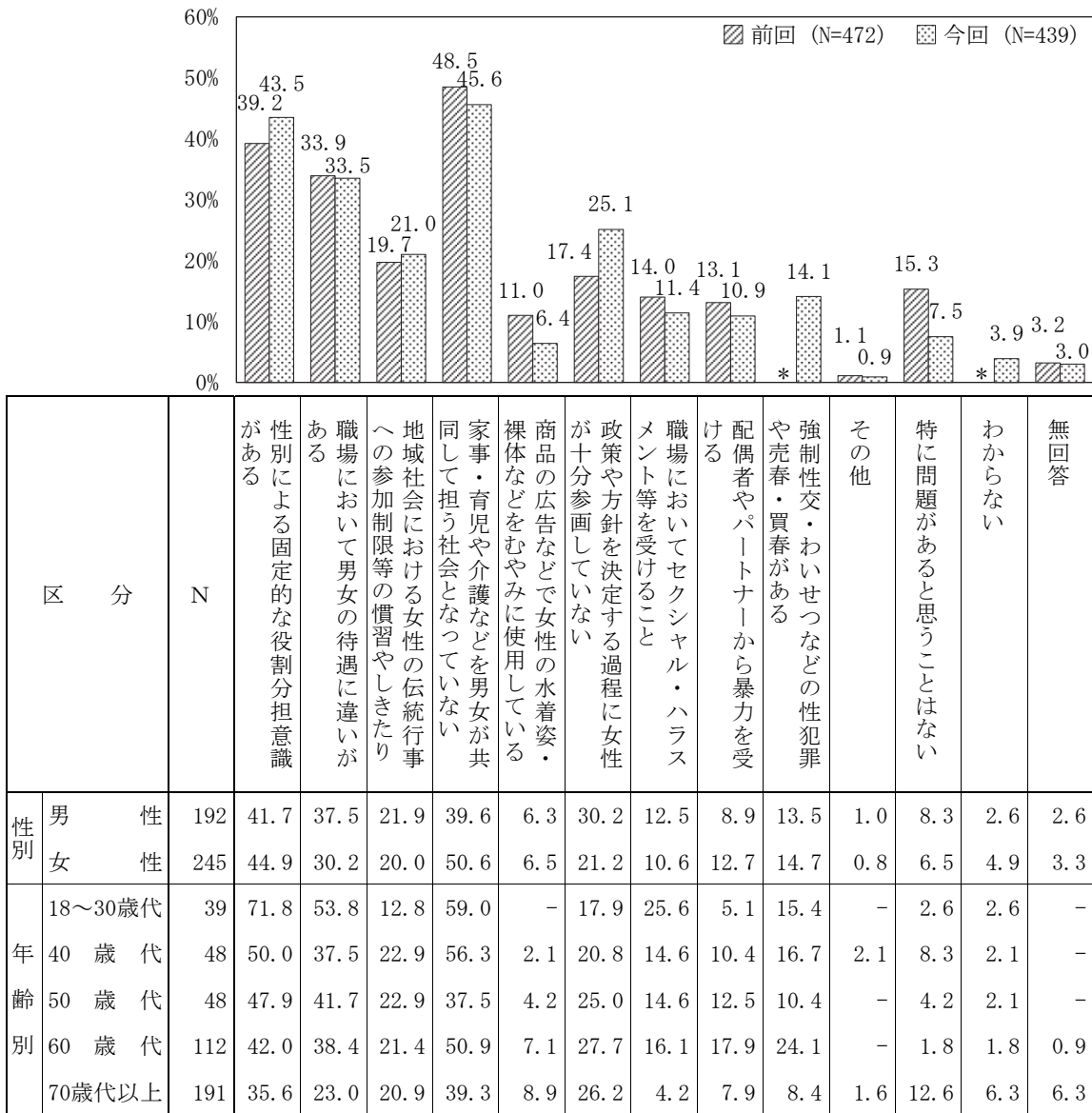
国においては、「男女共同参画社会基本法」の制定、「DV防止法」「ストーカー規制法」の制定・改正、「雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」「育児・介護休業法」等の改正、「女性活躍推進法」「子ども・子育て支援法」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」等の制定など、女性の人権、男女の働き方、子育て支援、自立支援など、男女共同参画に関わる法整備が進んでいます。

本町においては、平成15年に、女と男が共に輝くまちをめざした「関ヶ原町男女共同参画プラン（第1次）」を策定し、さらに、平成25年に第2次計画、平成30年に第3次計画、令和5年に第4次計画を策定し、これに沿って施策を推進しています。この計画には、「女性活躍推進法」「DV防止法」の趣旨を踏まえた施策を盛り込んでいます。

アンケート結果によると、女性の人権問題で特に問題があると思うこととしては、「家事・育児や介護などを男女が共同して担う社会となっていない」が45.6%と依然として最も高くなっています。「（「男は仕事、女は家事・育児」など）性別による固定的な役割分担意識がある」も40%を上回り、「職場において（採用時あるいは昇進・昇格時など）男女の待遇に違いがある」が30%を上回っています。性別によって個人の生き方を制約する固定的な性別役割分担意識は、人々の意識の中にいまだ根強く残っています。

また、配偶者等からの暴力（DV）、セクシャル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力も、深刻な人権侵害であり、男女間の経済的・社会的な不平等を背景として個人の尊厳を傷つけ、男女共同参画社会の形成を阻む大きな要因となっています。

図表４－１ 女性の人権問題について特に問題があると思うこと（３つまで）



* 前回（平成26年）の調査には設定のない選択項目

(2) 施策の方向性

女性の人権については、「関ヶ原町男女共同参画プラン（第4次）」に沿って、女性が活躍できる社会の実現、互いに認め合うまちづくりの実現、誰もが安心して暮らせる環境の実現、男女間のあらゆる暴力の根絶を基本目標として施策を推進していきます。

①女性が活躍できる社会の実現

○就業する女性の活躍を支えるため、ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方、出産・育児期や家族の介護と両立できるような環境整備を図ります。

○性別を理由とする差別や不合理な格差を解消するとともに、就労環境の確保・改善に向けた取り組みやワーク・ライフ・バランスの実現、多様な働き方を可能とする環境づくりを推進します。

○長時間労働の是正や労働生産性の向上など働き方改革を進め、性別にかかわらず働きたい人すべてが望む働き方ができるよう、制度の周知と活用を促進するとともに、多様なライフスタイルに応じた子育て・介護サービス等の充実に努めます。

○政策・方針決定過程においてさらに女性の活躍を進めるため、審議会や各附属機関の委員等への積極的な女性の登用に取り組み、性別による違いを踏まえた政策課題やさまざまな意見を十分に反映できる町政運営に努めます。

②互いに認め合うまちづくりの推進

○誰もが固定的性別役割分担意識にとらわれず、自己肯定感をもち、地域や社会で活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、家庭、学校、地域、職場などを通して、子どもの頃から人権尊重や男女の相互理解と協力について学び、男女共同参画の意義に対する理解を深めます。

○学習機会の提供や広報紙等による啓発を通じて、男性の家事・育児・介護への参画を促進し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

○教育現場やメディア等において人権、男女平等・男女共同参画に配慮した表現を推進し、性的マイノリティや外国にルーツをもつ人々など、さまざまな背景を抱える人々も安心して暮らせる環境の整備に取り組むとともに、理解を深めるための啓発等を行います。

③誰もが安心して暮らせる環境の実現

○性と生殖に関する女性の自己決定権が尊重され、男女がライフデザインを意識した、それぞれの心身の健康の保持・増進ができるよう支援します。

○さまざまな困難を抱える人々が、社会を支える重要な一員として、問題・課題の解決に向けて、安心して相談できる支援体制の構築を図ります。

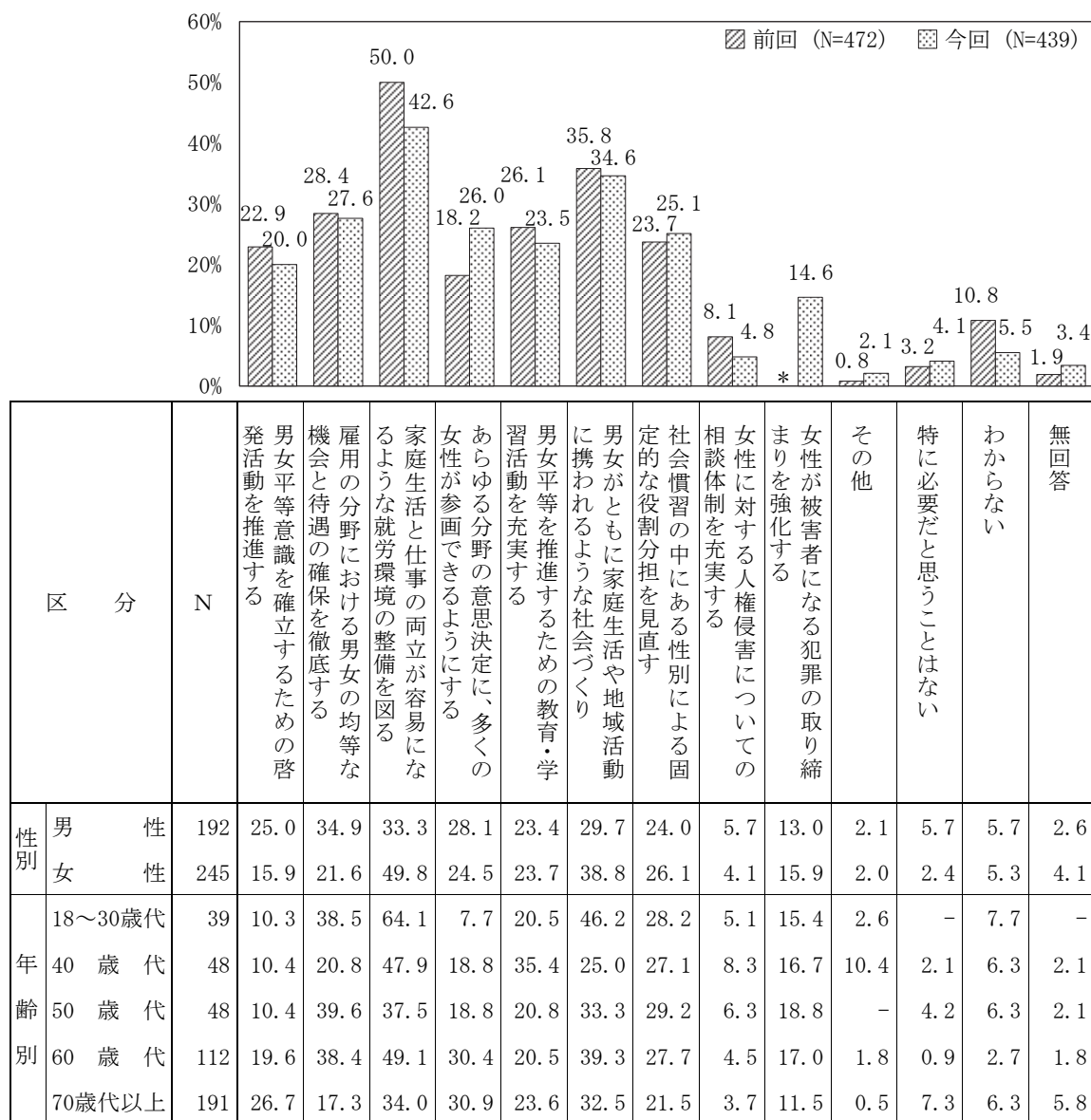
○地域活動において、固定的性別役割分担意識にとらわれず、誰もがともに社会に参画できるよう、地域活動における男女平等と男女共同参画意識の啓発に努めます。

④男女間のあらゆる暴力の根絶

○DVを防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、暴力防止のための広報・啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図り、相談支援体制の充実に努めます。また、関係機関や民間団体との連携強化に努め、被害者や被害者家族の自立支援につなげていきます。

○暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透・徹底させるため、実態に即した相談や啓発を行います。

図表４－２ 女性の人権を尊重するために必要だと思うこと（３つまで）



* 前回（平成26年）の調査には設定のない選択項目

2 子どもの人権

(1) 現状と課題

子どもの人権の尊重や福祉の増進については、児童福祉法や教育基本法などにおいて示されており、平成6年に批准された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」においても児童の最善の利益を保障することが明らかにされています。

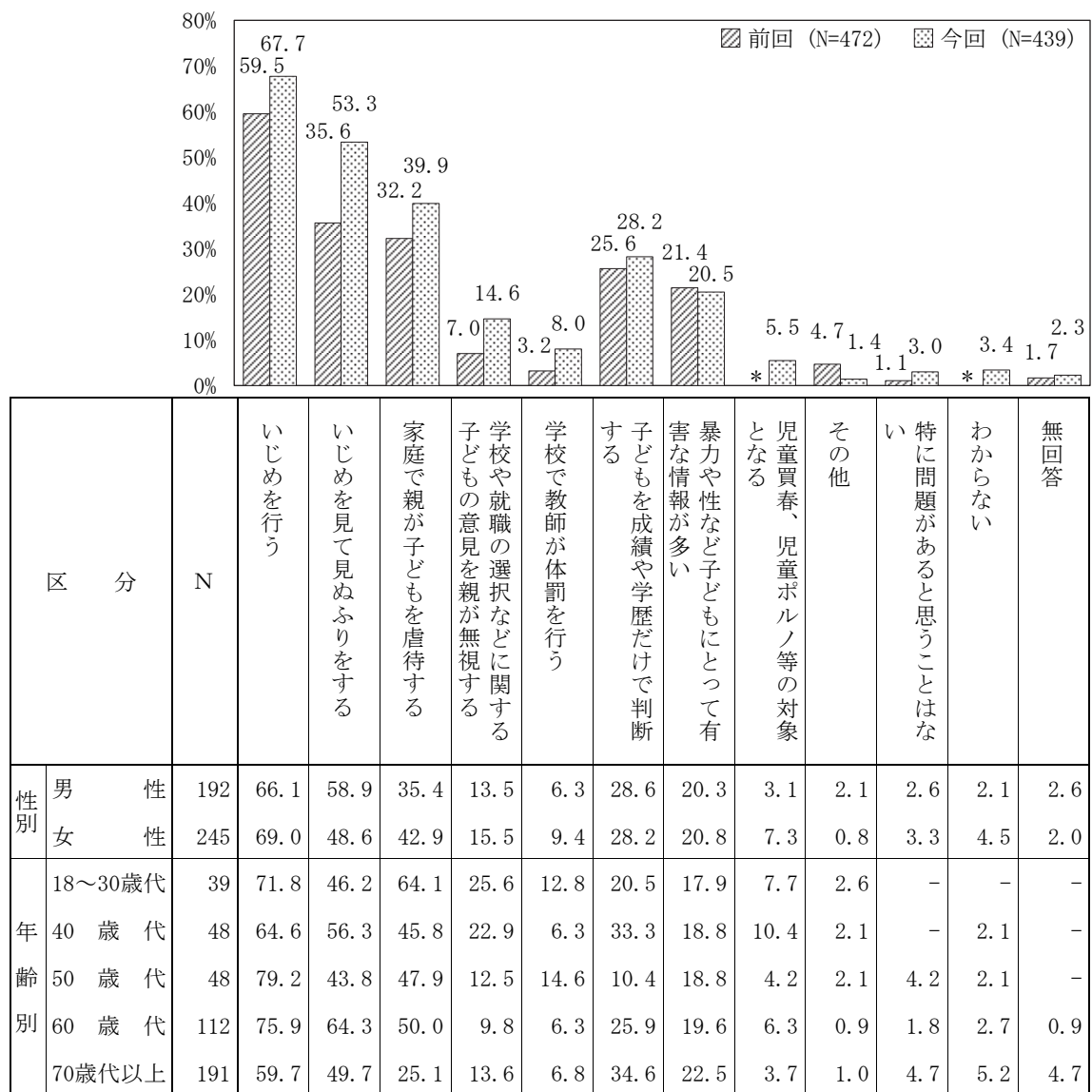
平成11年には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、平成12年には「児童虐待防止法」が施行されています。さらに、平成16年には「児童虐待防止法」「児童福祉法」が改正され、平成17年4月から市町村が家庭児童相談に応じることが法律で明確化されました。これを踏まえ、本町も児童虐待相談を行うとともに、「要保護児童対策地域協議会」を設置して関係機関等と連携し、児童虐待等に対応しています。

なお、本町においては、児童虐待はもとより、いじめによる事件も発生していませんが、全国各地で児童虐待により子どもの尊い生命が奪われる事件は後を絶たず、いじめによる自殺や不登校なども重大で深刻な社会問題となっています。平成25年には、大津市での中学生のいじめを苦にした自殺などを受け、「いじめ防止対策推進法」が制定されました。これを踏まえ、本町の学校においては、「いじめ防止基本方針」を作成し、「いじめ未然防止対策委員会」を開催しています。教育活動全体を通じては、心の教育を推進するとともに、教職員に対する人権教育も実施しています。また、スクールカウンセラーを配置し、子どもや教職員の相談に応じています。

さらに、本町では、平成22年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援後期行動計画」を策定するとともに、特定事業主行動計画に基づき、町職員の子育て支援の充実を図っています。平成27年度からは、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの育ちと子育てを支援しています。今後は、令和4年の「こども基本法」の制定を踏まえ、権利の侵害から子どもを守る取り組みを一層推進していくこととしています。

アンケート結果から、いじめや虐待に関する問題への関心が高くなっています。いじめや虐待は潜在化していることが多いことから、家庭や学校において問題を顕在化することができる環境づくりが必要となります。

図表４－３ 子どもの人権問題について特に問題があると思うこと（３つまで※前回は２つまで）



※前回（平成26年）の調査には設定のない選択項目

(2) 施策の方向性

①人権意識の育成

○学校において、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるよう、保育や介護、異世代等との交流など体験型の福祉教育を推進し、思いやりの心を育みます。また、さまざまな人権教育をはじめ、子ども自身の人権意識を育む活動の育成・強化に努めます。

○子どもの人権意識の形成への影響が大きい教職員については、研修の機会の拡充と内容の充実に努めます。

②いじめなどへの取り組み強化

○いじめや差別、さらには体罰について、学校全体がそれらを許さない環境や雰囲気づくりを推進します。また、学校の相談・指導体制の充実を図ります。

③情報モラル教育の推進

○インターネットやSNSによるいじめやトラブルなどから子どもを守るため、地域、学校及び家庭における、情報モラル教育を推進します。

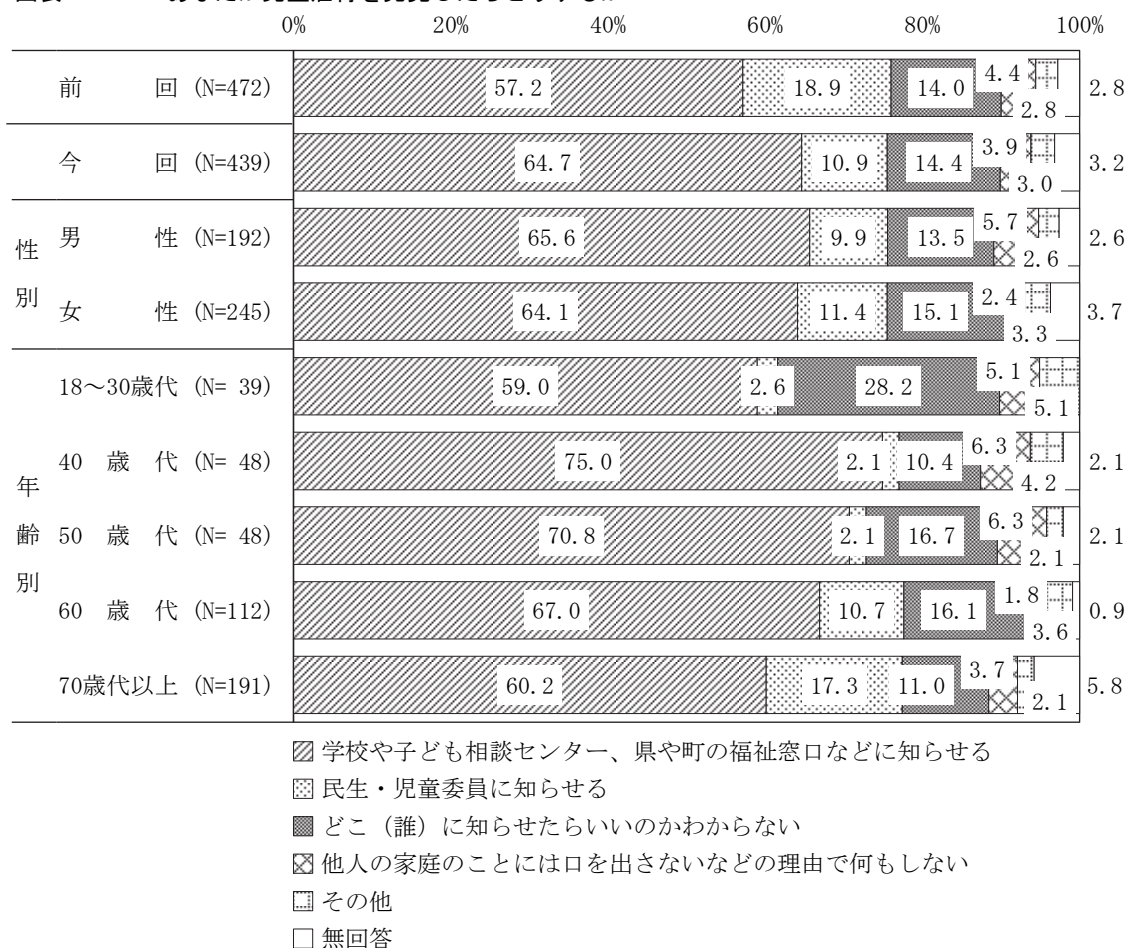
④子ども自身が身を守るための教育の推進

○子どもが被害者にならないために、犯罪被害の防止に向けた指導を行うとともに、犯罪、虐待、いじめなどから自分の身を守るための判断力や心構えの育成に努めます。

⑤児童虐待への対応

○児童虐待を未然に防ぐとともに、子どもの人権侵害の行為を早期に発見し、子どもとその保護者に適切な支援を行えるよう、「児童虐待防止法」に規定されている住民の通報への協力を働きかけるとともに、西濃子ども相談センターを中心とした児童虐待防止ネットワーク会議を活用していきます。

図表４－４ あなたが児童虐待を発見したらどうするか

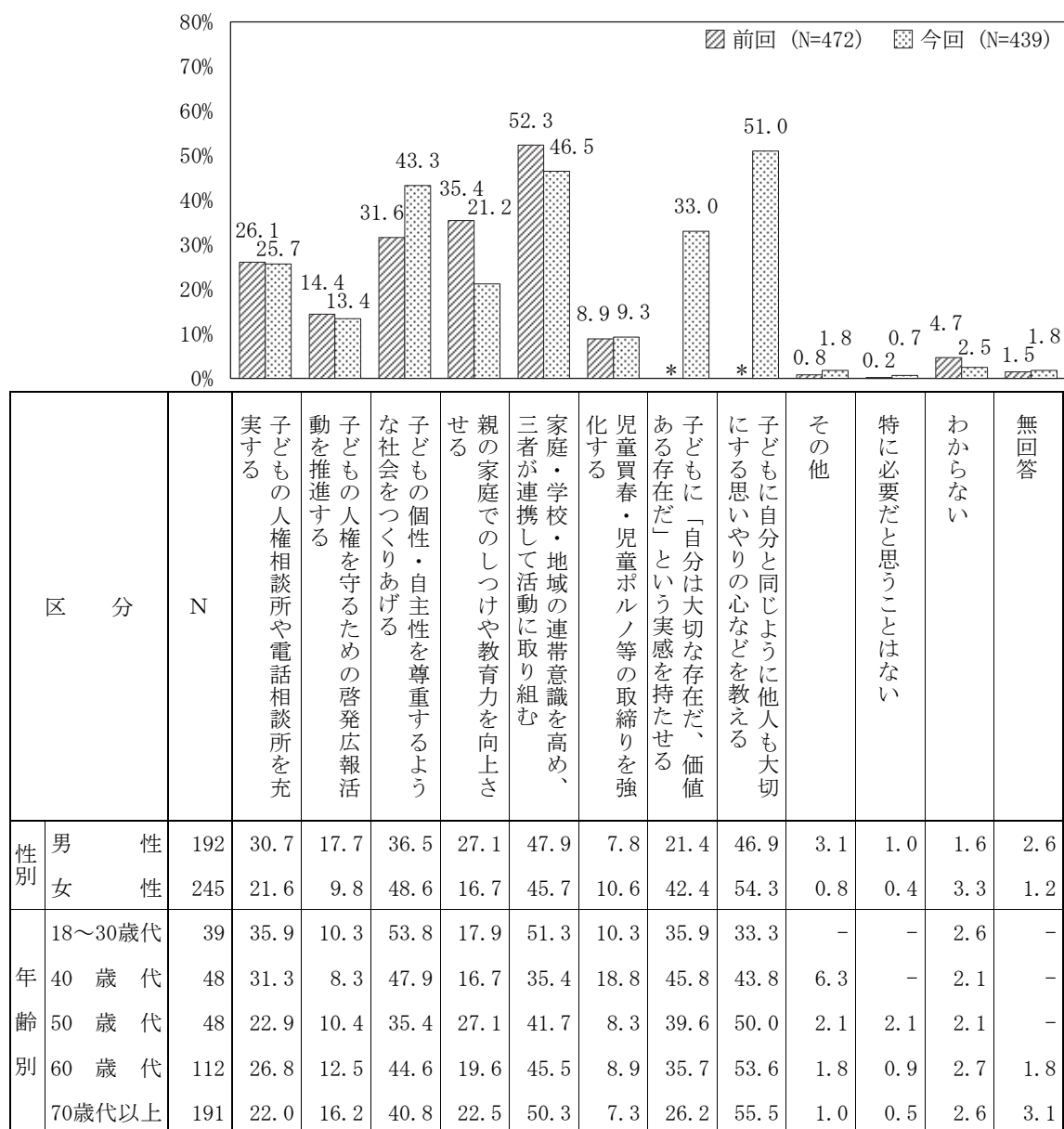


○「ぎふオレンジリボン運動」の普及活動として、学校や保育園、町内事業所、行政機関等の各施設へのポスターの掲示や、各家庭へのリーフレット等の配布を行い、子ども虐待防止に努めます。

⑥相談機関等の周知

○子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くため、こどもの人権110番、SOSミニレター、こどもの人権SOS－eメール、LINEじんけん相談、町や県の相談窓口などについて周知を図ります。

図表４－５ 子どもの人権を尊重するために必要だと思うこと（３つまで※前回は２つまで）



* 前回（平成26年）の調査には設定のない選択項目

3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

わが国の高齢化率は令和5年10月現在29.1%となっており、本格的な超高齢社会を迎えています。本町の高齢化率は42.1%と、さらに高くなっています。このような高齢化・長寿化の進展に伴って、ねたきりや認知症により支援や介護を必要とする高齢者が急速に増加しています。また、一人暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯が増加しています。

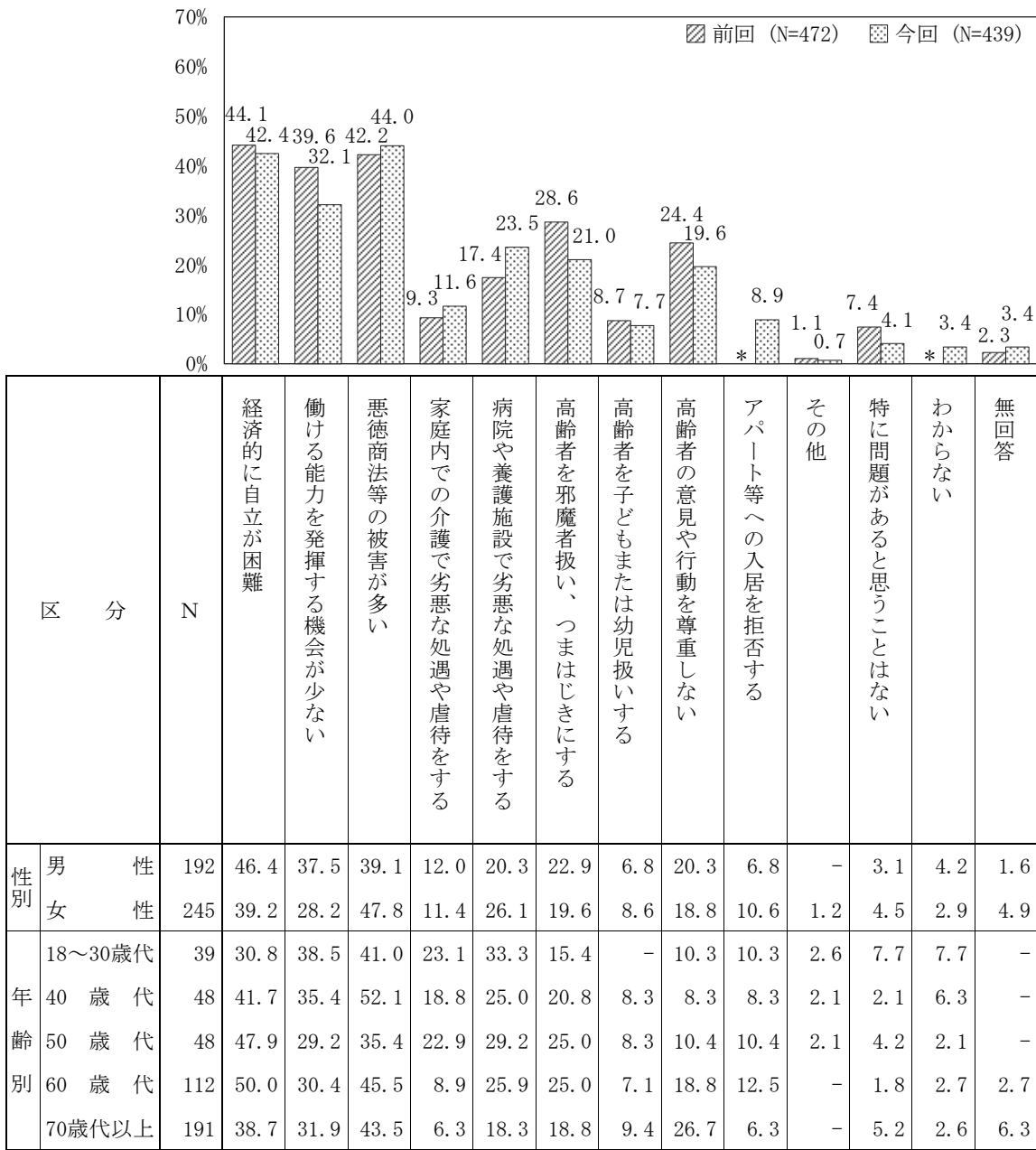
平成12年にスタートした介護保険制度は、高齢社会になくてはならないものとなる一方、介護費用は大幅に増加してきています。また、高齢化の進展は、介護問題だけでなく、経済的困窮、悪徳商法、虐待、財産管理などにかかわるトラブルをもたらし、高齢者の人権を侵害する可能性があります。

国では、介護保険制度の導入後、「高齢者虐待防止法」「成年後見制度利用促進法」等の制定を行ってきました。成年後見制度は、認知症高齢者のほか、知的障がいや精神障がい等の理由で判断能力が不十分な人の預貯金等の財産管理、福祉サービスの手続きなどの身上保護を行うほか、自身に不利益な契約の締結等を防止するためのもので、この制度の普及とともに、支援体制の充実などが求められています。

本町では、「いきいきプラン（老人福祉計画・介護保険事業計画）」を3年ごとに見直し、各種介護サービスの提供基盤の整備、介護予防の推進、地域包括支援センターの設置、一般高齢者施策の推進等を図っています。この計画に沿って、認知症施策、権利擁護、相談事業など高齢者の人権に関わる施策を推進しています。

アンケート結果によると、高齢者の人権問題としては、「悪徳商法（やニセ電話詐欺）等の被害が多い」「経済的に自立が困難」が40%を上回っています。

図表４－６ 高齢者の人権問題について特に問題があると思うこと（３つまで）



* 前回（平成26年）の調査には設定のない選択項目

(2) 施策の方向性

① 高齢者を大切にする心を育む教育・啓発

- 学校教育において、高齢者との交流や介護体験を通して、高齢者を大切にする心を育てる教育・啓発を推進します。
- 認知症になっても安心して暮らせるように、学校、地域において、認知症の人に対する理解と見守りをすすめ、認知症の人やその家族の応援者となる認知症サポーターの養成のほか、ネットワークの体制づくりを推進します。

②高齢者の権利擁護

- 高齢者に対する虐待などを早期に発見し、迅速・適切に対応するため、地域包括支援センター、サービス事業者、医療機関、福祉関係機関等が相互の連携を強化していきます。
- また、地域住民への通報等についての協力を働きかけていきます。
- 地域包括支援センターの専門職により、高齢者に関する総合的な相談や権利擁護について支援を行います。
- 認知症などにより、毎日の暮らしの中で福祉サービスの利用手続き、日常のお金の出し入れや支払い、財産の管理などに不安のある人が、安心して生活が送れるよう、日常生活自立支援事業の相談、利用手続きの支援を行うとともに、成年後見制度等の広報、相談対応、後見人支援などに取り組みます。
- 悪徳商法等のトラブルに巻き込まれないよう、情報提供に努めるとともに、必要に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用につなげていきます。

③高齢者の社会参加の促進

- 就業機会の確保、ボランティア活動のきっかけづくり、社会参加の充実、学習機会の充実などを通じた高齢者同士や世代間の交流促進を図り、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識、技能を生かし、自分のライフスタイルにあった生きがいを見つけ、積極的に社会参加できるような環境の整備に努めます。

④見守り活動の推進

- 一人暮らしや介護が必要な高齢者が安心して暮らせるよう、地域住民による見守り、災害時等に迅速かつ的確な救援活動ができる支援体制の整備に努めます。

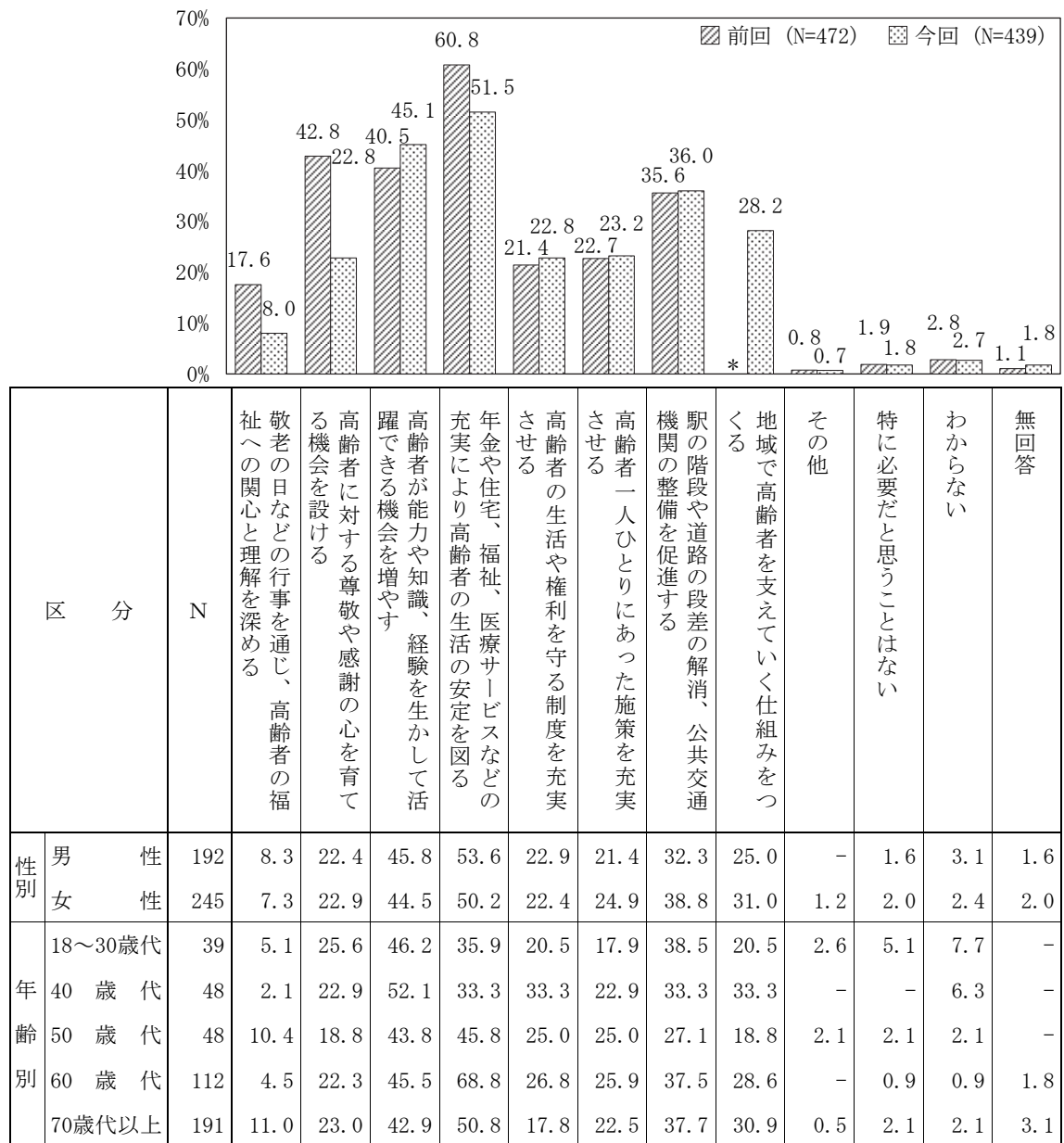
⑤介護サービス等の充実

- 介護が必要になっても、尊厳をもち、生活の質（ＱＯＬ）を保持・向上できるよう、サービスの充実を図ります。
- できる限り地域でいきいきと暮らせるよう、介護予防・生活支援サービスの充実を図ります。

⑥関係者等の連携

- 地域の身近な相談員である民生委員・児童委員、介護を行う事業者、福祉・医療関係者、人権擁護委員等との連携を強化し、人権問題の早期発見・早期対応に努めます。

図表４－７ 高齢者の人権を尊重するために必要だと思うこと（３つまで）



* 前回（平成26年）の調査には設定のない選択項目

4 障がい者の人権

(1) 現状と課題

国連総会において、障がい者に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的とした「障害者権利条約」が平成 18 年 12 月に採択されました。わが国は条約の締結に必要な国内法の整備等を進め、平成 26 年 1 月に条約を批准しました。

「障害者権利条約」では、障がい者の地域社会における共生（インクルージョン）、差別の禁止や合理的配慮の提供、包括的な教育（インクルーシブ教育）などの考え方を原則としています。これらの考え方は、「障害者基本法」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」「発達障害者支援法」等の改正や新しく制定された「障害者差別解消法」に盛り込まれています。また、障がい者があらゆる分野の活動に参加するために情報の十分な取得・利用、円滑な意思疎通を図ることを目的とした「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が令和 4 年に制定されました。

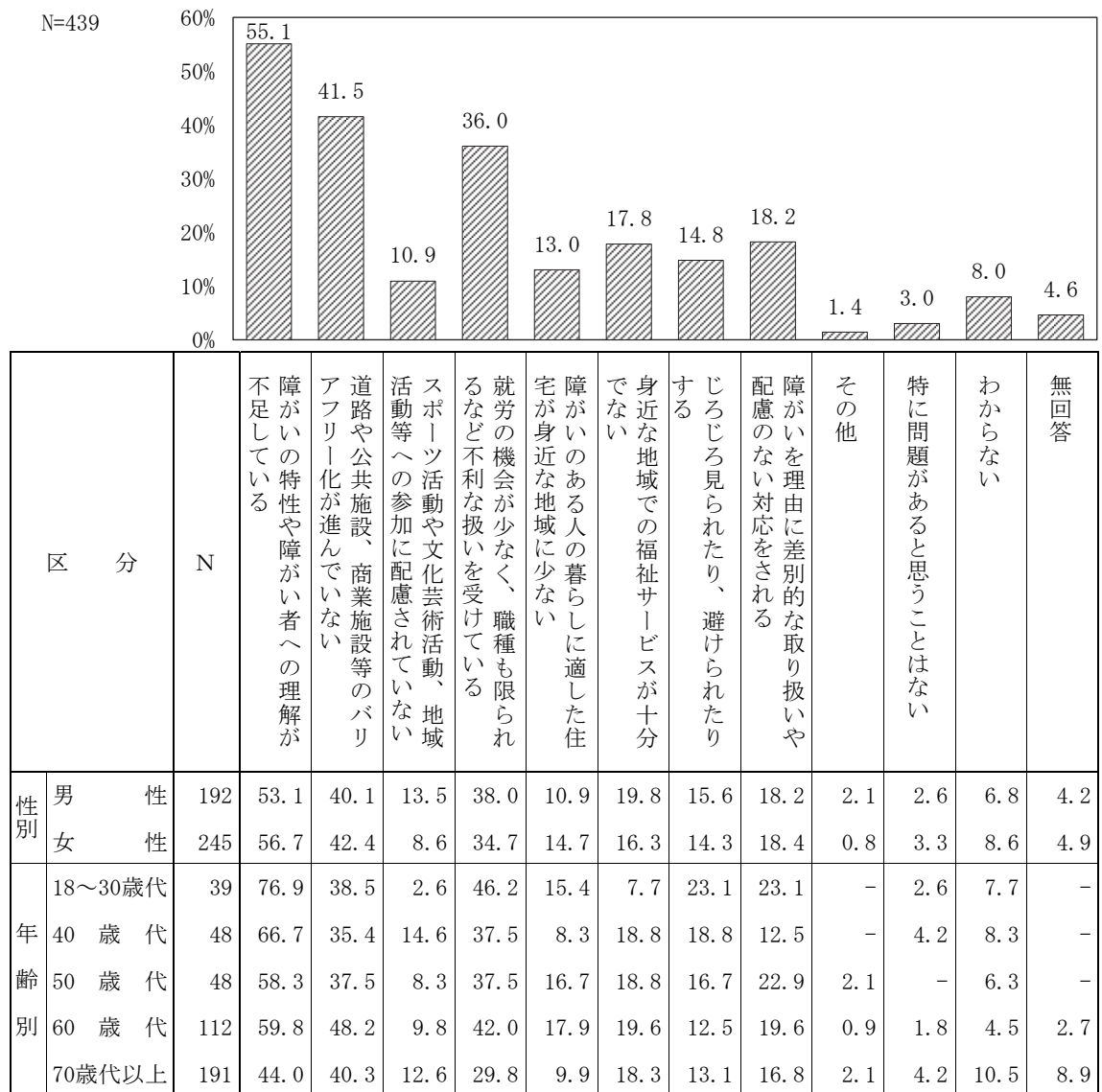
障がいについては、障がい者が日常生活や社会生活において受ける制限は、さまざまな社会環境との相互作用や社会との関係性のあり方によって生ずるものであるという「社会モデル」的認識を踏まえてとらえています。つまり、障がい者をありのまま受け入れるよう、上記のように社会のほうが変わっていく必要があります。

本町では、「障害者基本法」に基づく障がい者の総合的な計画である「はばたきプラン」と、「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービス等の整備に関する「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」に沿って障がい者施策を推進しています。

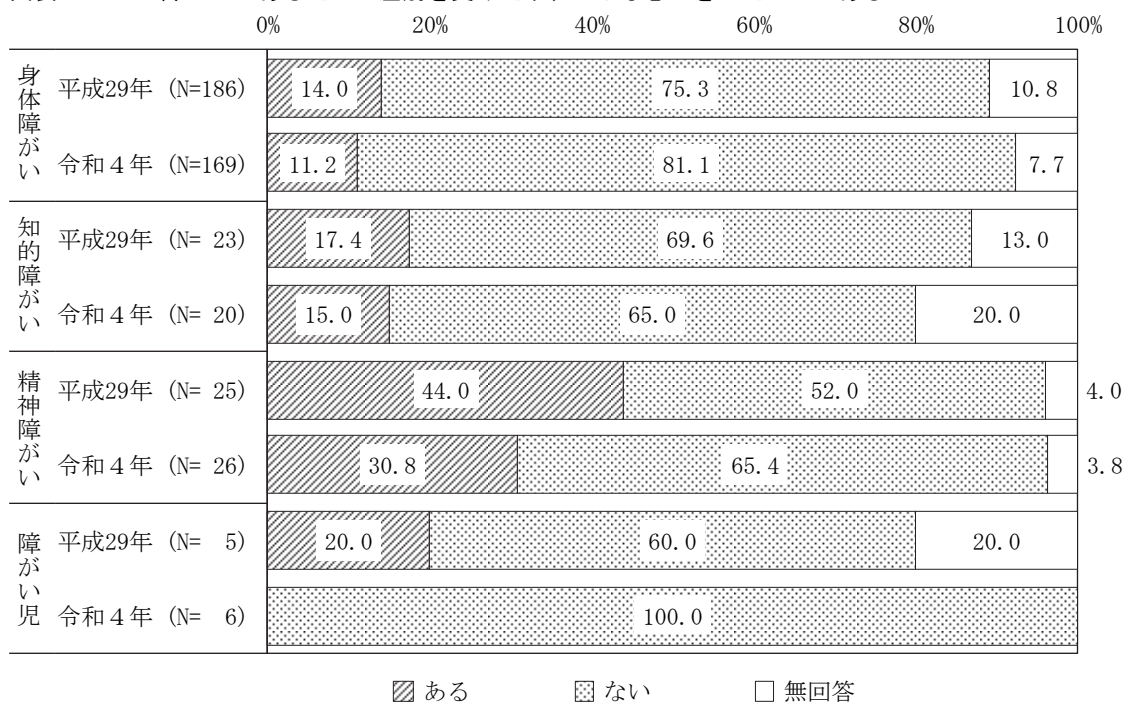
アンケート結果によると、障がい者の人権問題で特に問題があることとしては、「障がいの特性や障がい者への理解が不足している」が55.1%と最も高く、次いで、「道路や公共施設、商業施設等のバリアフリー化が進んでいない（ため外出に支障がある）」（41.5%）、「就労の機会が少なく、職種も限られるなど不利な扱いを受けている」（36.0%）の順となっています。

令和 4 年に実施した身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人を対象としたアンケート結果によると、障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたことが「ある」と答えているのは、身体障がい者が11.2%、知的障がい者が15.0%、精神障がい者が30.8%などとなっています。過去のアンケートに比べて全般的に「ある」の割合が低下しています。

図表４－８ 障がい者の人権問題について特に問題があると思うこと（３つまで）



図表 4－9 障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがあるか



資料：「関ヶ原町障がい者等実態調査」

(2) 施策の方向性

①障がいと障がい者についての理解の促進

○広報せきがはらや社協だより、町や社会福祉協議会が主催するイベントを活用して、障がいと障がい者に関する正しい知識、障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮、インクルージョン等の考え方について広報・啓発に努めます。

○町職員が障がいについて理解し、各部署における障がい者施策や窓口対応において合理的配慮が提供されるよう、福祉体験、障がい者関連イベントへの参加、講座や研修会への派遣を積極的に行います。

○今後ニーズが高まることが予測されるグループホームについて、地域の理解促進を図ります。

②学校教育における障がい者理解の促進

○町内の小・中学校における「総合的な学習の時間」の中で、障がい者との交流、福祉体験の機会を設ける等、福祉分野についての学習活動の充実を図り、思いやりの心を育てていきます。

○学校生活全体を通じて、障がい者理解を深める取り組みを推進します。

③インクルーシブ教育の推進

- 同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応えるインクルーシブ教育を推進するため、連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。
- 就学先については、障がいのある児童生徒、保護者の意見を最大限尊重し、障がいのない児童生徒と一緒に学べるよう合理的配慮の提供に努めます。
- 教職員のインクルーシブ教育に関する専門性の向上を図るため、障がいと障がい者の理解を深める研修への参加を促進します。また、夏休み期間中に体験福祉講座を実施します。

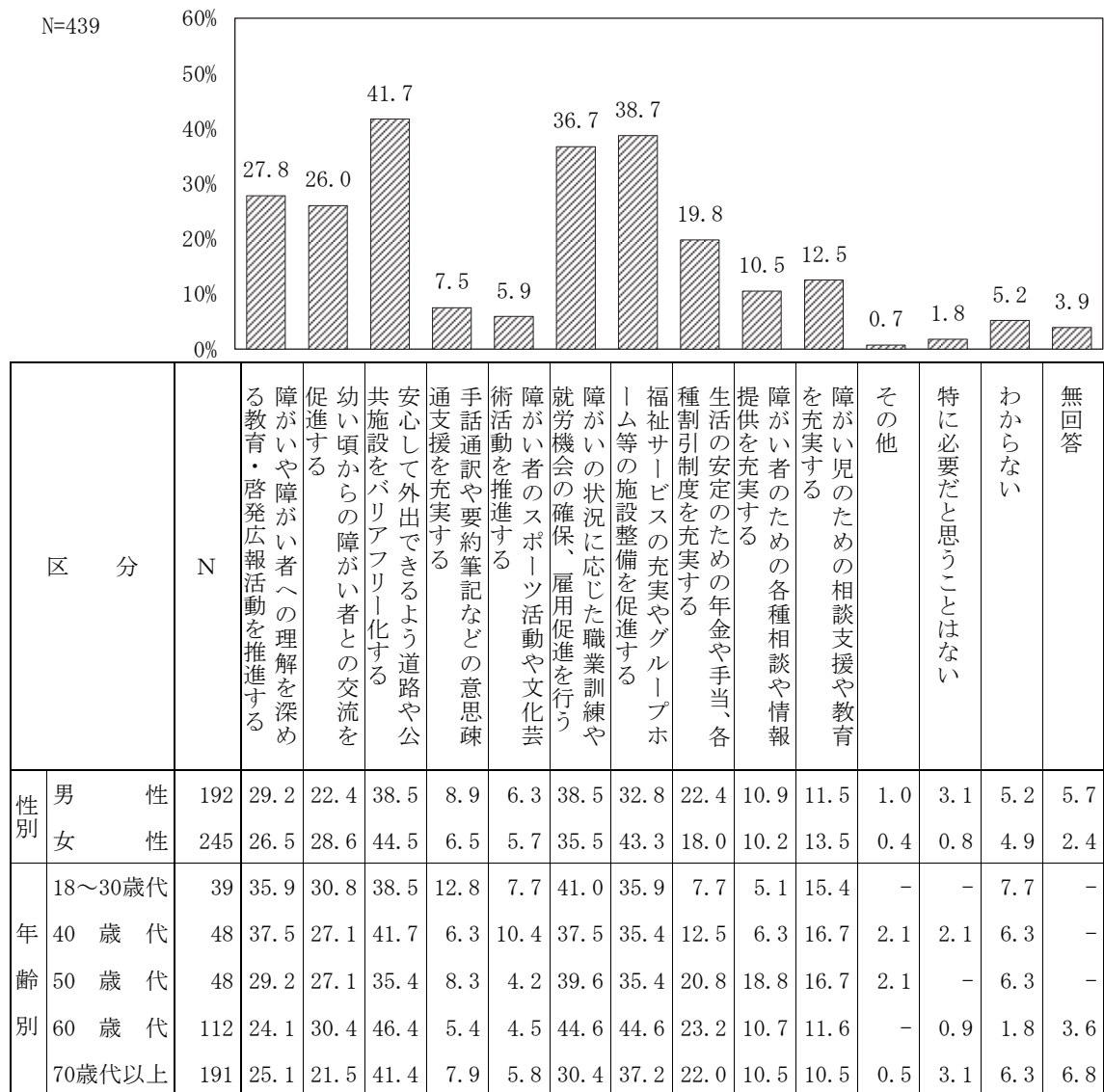
④障がい者の社会参加と就労の促進

- 障がい者の社会参加を促進するため、障がい者のスポーツ活動や芸術文化活動等の振興に努めます。
- 障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域社会で自由に行動でき、安心して暮らすことができるように、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、建物、道路、交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人が自然に助け合える意識の向上に努めます。
- ハローワーク等関係機関と協力し、障がい者の雇用促進に関する広報・啓発活動に取り組み、企業等の理解・協力を促進します。
- 「障害者差別解消法」「障害者雇用促進法」「障害者虐待防止法」などの趣旨について周知に努めます。
- 障がい者が、障がいの種類や程度に応じて、個性と能力を発揮した社会参加ができるよう、就労系の障害福祉サービスの質の確保に努めます。

⑤障がい者の権利擁護

- 障害者相談支援事業等により、障がい者の総合的な相談や権利擁護について支援を行います。
- 知的障がい者や精神障がい者など、毎日の暮らしの中で福祉サービスの利用手続き、日常のお金の出し入れや支払い、財産の管理などに不安のある人が、安心して生活が送れるよう、日常生活自立支援事業の相談、利用手続きの支援を行うとともに、成年後見制度等の広報、相談対応、後見人支援などに取り組みます。
- 悪徳商法等のトラブルに巻き込まれないよう、情報提供に努めるとともに、必要に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用につなげていきます。

図表４－１０ 障がい者の人権を尊重するために必要だと思うこと（３つまで）



5 部落差別（同和問題）

(1) 現状と課題

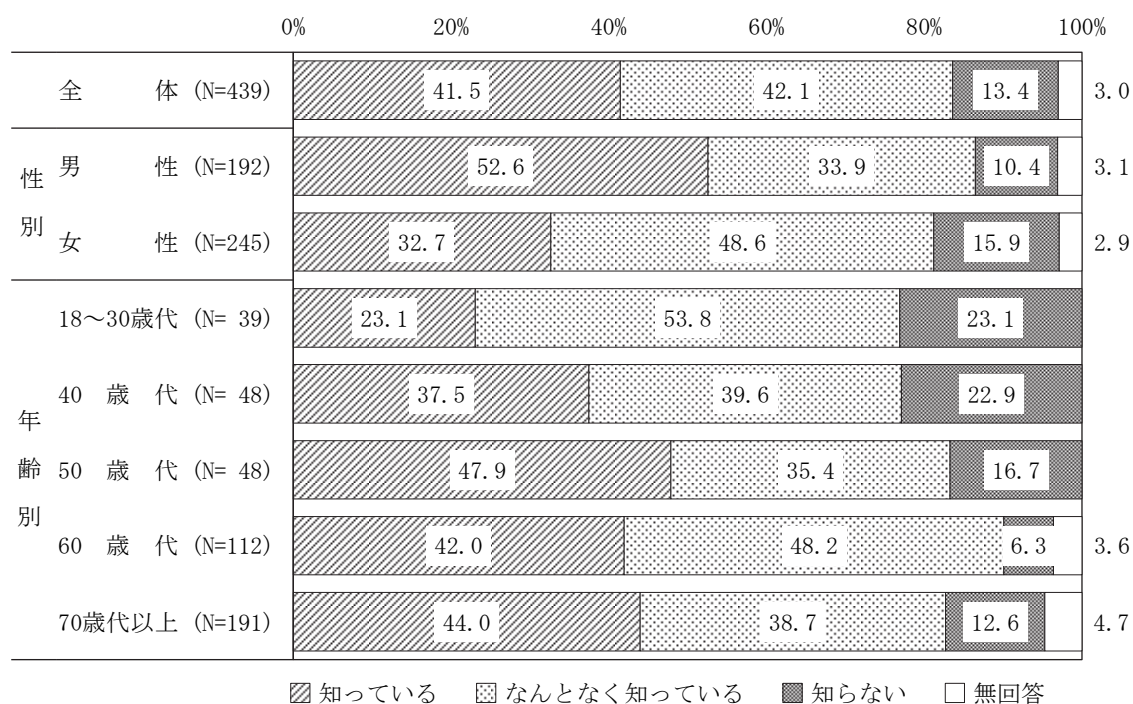
部落差別（同和問題）とは、歴史過程の中で形づくられた身分的差別によって、生まれ育った地域によって不当に差別され、さまざまな社会的不利益を受け、人間としての尊厳が傷つけられるという、日本固有の人権問題です。

国においては、同和問題を解決するため、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、環境整備や啓発事業などの同和対策（地域改善対策）事業を進めていましたが、平成14年3月末に同事業を終了し、教育、就労、産業等の残された課題については、一般施策により対応することとしました。

しかし、正しい理解が進む一方で、偏見・差別は依然として残り、結婚を妨げられたり、就職で不平等に扱われたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされるなど、重大な人権問題となっていることから、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が制定、施行されました。

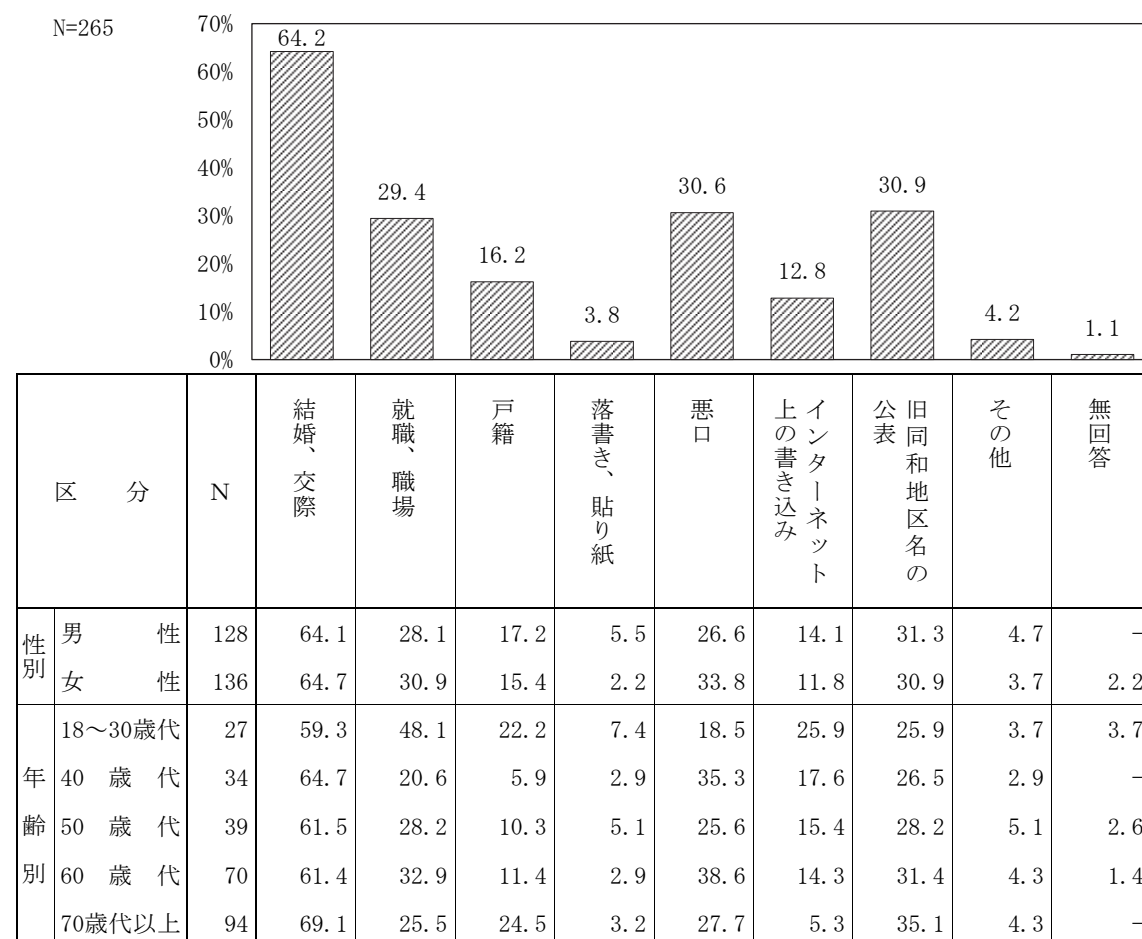
アンケート結果によると、部落差別や同和問題がどのようなものか「知っている」が41.5%、「なんとなく知っている」が42.1%となっており、これらの合計は83.6%です。一方、「知らない」は13.4%となっています。

図表4-11 部落差別や同和問題がどのようなものか知っているか



また、現在でも部落差別が「いまだにある」とした人に、どのような場面、事例で部落差別はあると思うかたずねたところ、「結婚、交際」が64.2%と最も高く、次いで、「旧同和地区名の公表」と「悪口」、「就職、職場」が30%程度となっています。

図表４－１２ どのような部落差別（同和問題）があると思うか（いくつでも）



さらに、部落差別（同和問題）についてどう考えるかたずねたところ、「国や地方自治体の取り組みにできる範囲で協力したい」が19.8%と最も高く、次いで、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」と「わからない」が17.5%などとなっています。年齢別にみると、50歳代以下は「部落差別の現状についてもっと知りたい」が、60歳代は「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」が最も高くなっています。

このように、部落差別（同和問題）は年齢により知識の得方も考え方も異なっています。

部落差別（同和問題）の解決のためには、住民一人ひとりが部落差別（同和問題）に対し正しい理解と認識を深め、部落差別（同和問題）は人権問題であるという認識を持つことが必要です。そのためにも、正しい情報の提供と、人権尊重の精神を育むための人権教育・啓発活動を推進することが必要です。

図表 4-13 部落差別（同和問題）についての考え方



(2) 施策の方向性

①教育・啓発の推進

○学校教育における人権週間中に取り組む「ひびきあいの日」など、人権教育を推進する中で、部落差別（同和問題）への理解・認識を深め、偏見や差別意識の解消に向けた取り組みを進めます。

○町職員や学校関係者、社会教育関係者等の人権尊重の理念についての認識が十分に深まるよう、研修への参加等を促進します。

②広報・啓発活動の推進

○住民一人ひとりが、部落差別（同和問題）が重大な人権問題であるという認識を持つことができるよう、また、正しい理解と認識を深められるよう、部落差別（同和問題）に関する正しい情報の提供と広報、啓発活動に努めます。

○住民票の写し及び戸籍謄本等の不正請求や不正取得による人権侵害の防止を図る「本人通知制度」について、町の広報紙やホームページを活用し、周知等に努めます。

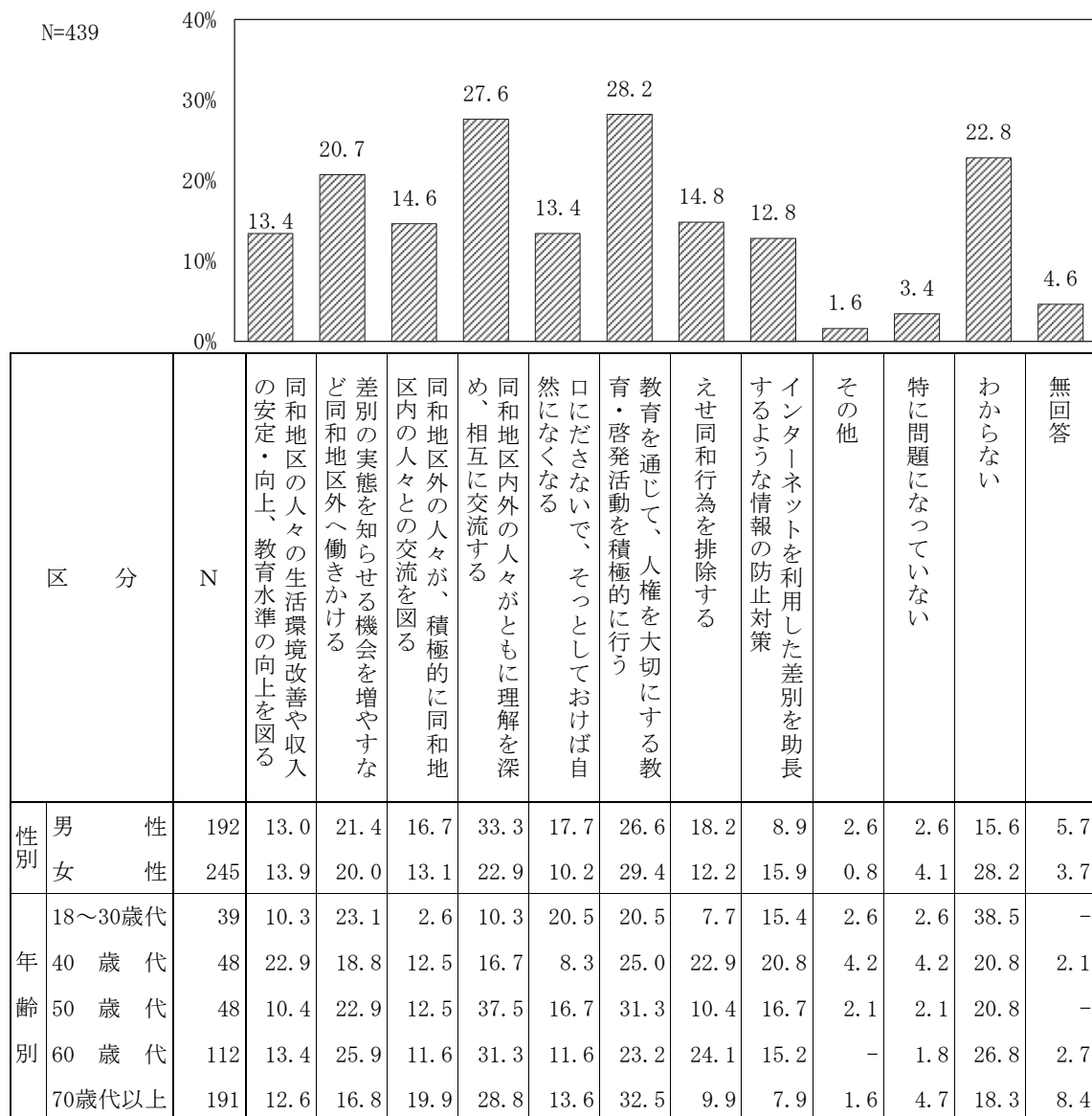
③えせ同和行為の排除

○えせ同和行為の排除に向けて、国、県等の関係機関と連携して、企業・民間団体等の啓発に取り組みます。

④インターネット上の部落差別（同和问题）への対応

○インターネット上に同和地区名を表示するなどの差別表現等の流布に対しては、キーワード検索や岐阜県、関係機関等との連携などにより、適切に対応します。

図表４－14 部落差別（同和问题）を解消するために重要だと思うこと（３つまで）



6 外国人の人権

(1) 現状と課題

国勢調査によると、令和2年に本町に在住している外国人は139人です。近年は100前後で推移していましたが、増加しています。特に、東南アジア・南アジア地域の人が最も多くなっています。

このように国際化が進んでいますが、さまざまな言語、文化、社会習慣等の違いについて相互理解が十分でないため、これに起因する誤解や偏見などがあり、また、情報が十分でないことなどからコミュニケーションに問題が発生することもあります。

特に、我が国においては、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人をめぐる問題に加え、北朝鮮当局による拉致問題に関わって、在日韓国・朝鮮人児童生徒への嫌がらせなど人権問題が発生しています。こうしたことなどから、平成28年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が制定されました。

今後、さらに国際化が進み、外国人住民の増加が予想される中、日本人が外国人の歴史、宗教、文化、生活習慣などの違いを、また、外国人が日本語や日本の生活習慣をそれぞれに理解し、相互に違いを認め、尊重し合う共生の心が重要となります。

アンケート結果によると、外国人の人権問題で特に問題があることとしては、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくい」が40.5%と最も高く、次いで、「外国人についての理解や認識が十分でない」が37.8%となっています。

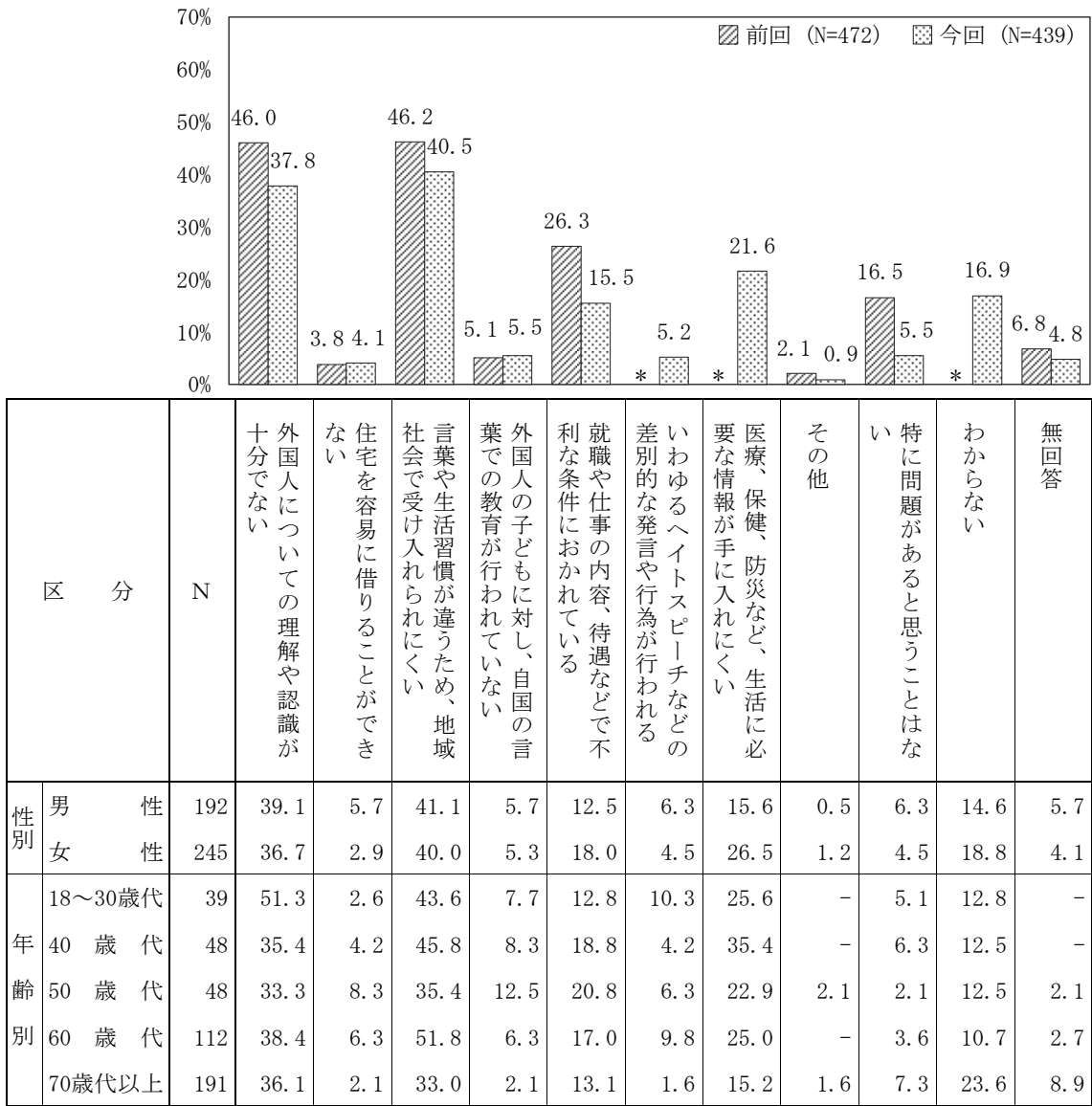
図表4-15 町内在住の外国人

単位：人

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
合 計	99	95	99	139
中 国	57	41	42	18
東南アジア・南アジア	3	21	34	61
韓国・朝鮮	17	16	12	13
ブラジル	20	14	6	26
その他	2	3	5	21

資料：「国勢調査」

図表 4-16 外国人の人権問題について特に問題があると思うこと（2つまで）



* 前回（平成26年）の調査には設定のない選択項目

(2) 施策の方向性

①地域で安心して暮らせる生活

○生活上の課題（防災、ゴミ、医療等）への支援により、誰もが地域で安心して暮らせるよう取り組みます。

○外国人が参画しやすい地域づくりを進めるため、日本人側の意識を高めます。

②国際理解教育・啓発の推進

○学校教育等において、日本と外国との生活、習慣、行事などの違い、多様なものの見方や考え方があることなどを理解し、互いに認め合う態度を育成するための教育を推進します。

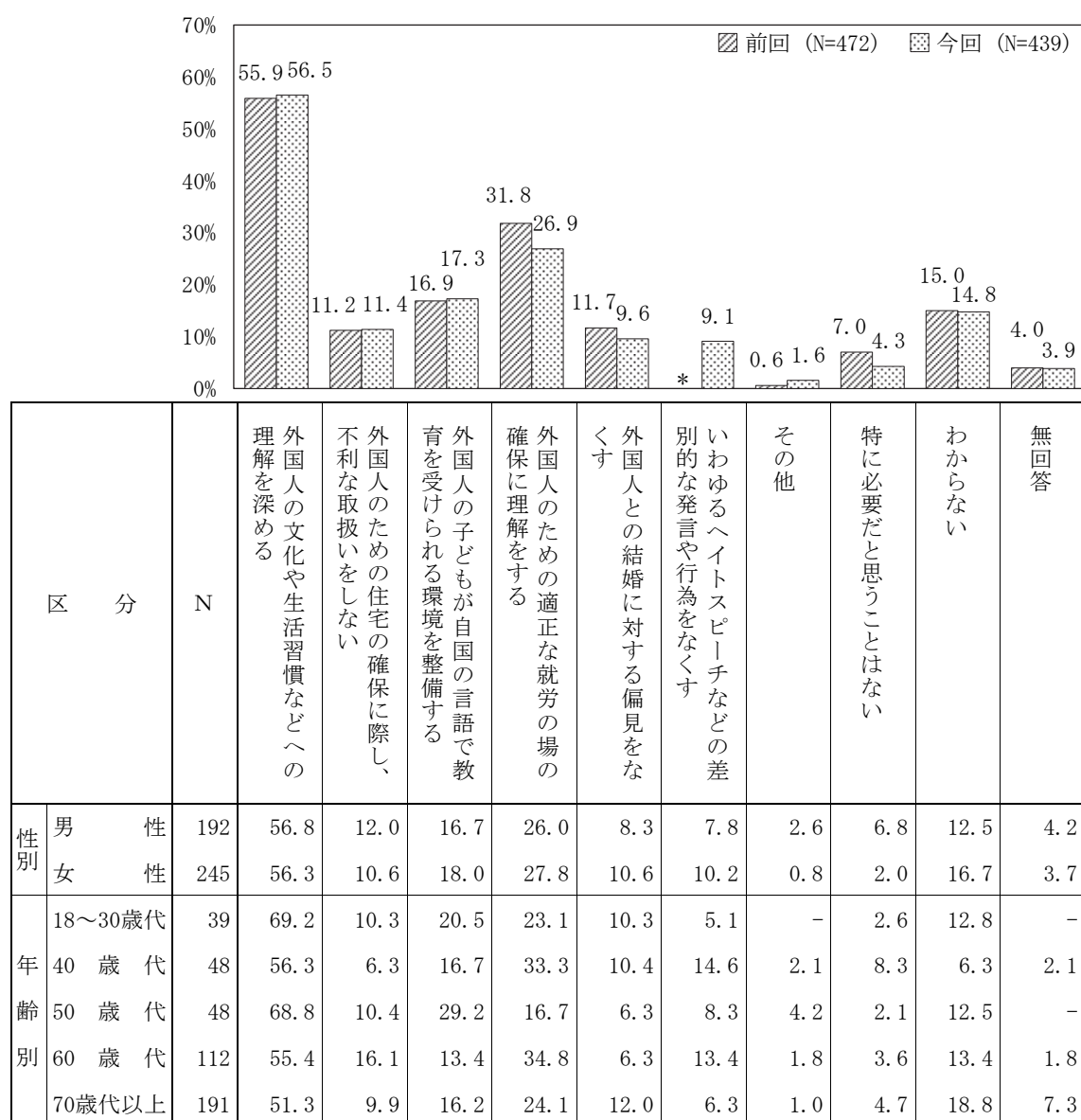
○外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、社会教育として多様な学習機会の場で
人権尊重の意識を高める教育を推進するとともに、啓発活動に努めます。

③外国人の生活習慣などへの理解促進

○ゴミ出しや地域活動などについて、外国人が理解できるよう、地域において、情報の提供や丁寧な説明に努めます。

○観光促進の視点を含め、外国人が理解できるよう、外国語表記の普及に努めます。

図表４－１７ 外国人の人権を尊重するために必要だと思うこと（２つまで）



*前回（平成26年）の調査には設定のない選択項目

7 感染症患者等（エイズ患者、ハンセン病患者、ウイルス感染者等）の人権

(1) 現状と課題

感染症については、医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者やその家族に対するさまざまな人権問題が発生しています。

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）は、感染力の弱いウイルスで、正しい知識を持てばほとんど予防可能な病気です。また、H I Vに感染しても、医学の進歩によりエイズの発症を遅らせたり、延命を図る治療方法が確立されています。しかし、H I V感染者やエイズ患者についての正しい知識と理解不足から、偏見や差別が生まれ、社会生活のさまざまな場面で人権問題が生じています。

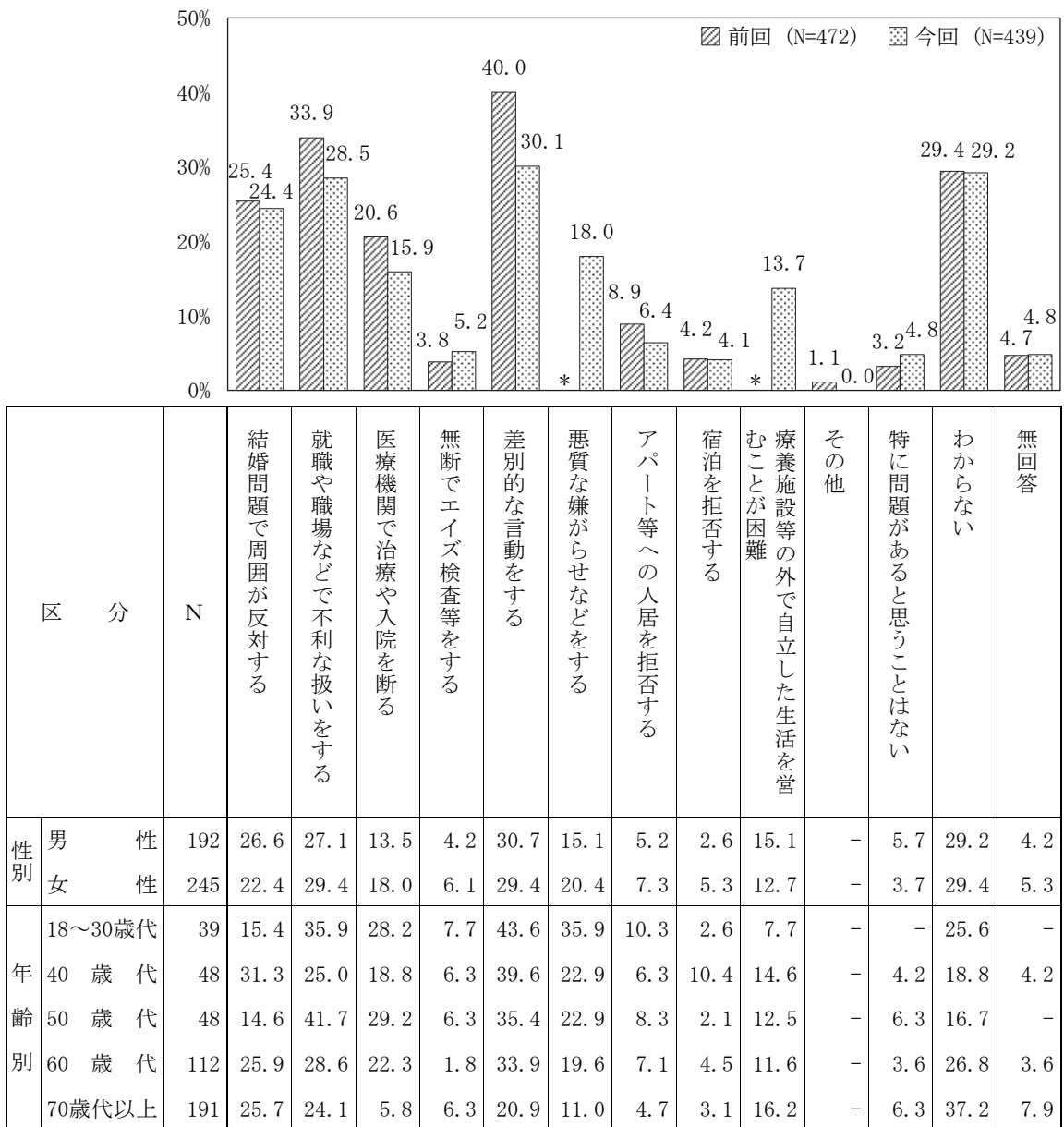
ハンセン病は、らい菌によっておこる細菌感染症ですが、感染したとしても発病することは極めてまれであり、仮に発病しても、現代においては治療法が確立しており、早期発見・早期治療により完治する病気です。平成8年に「らい予防法」は廃止されましたが、過去においては強制隔離政策がとられ、患者や回復者、さらにその家族にまで人権侵害が及んでいます。回復者の多くは、治療法が確立されていなかった時代に発病したことによる後遺症や高齢化のため、現在も多くの方が療養所で生活しています。

一方で、令和2年に世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症は、人々の健康のみならず、日常生活や社会経済に大きな影響を与えましたが、感染者にとどまらず、家族や職場の同僚のほか、感染者を治療等する医療関係者までも接触者としてあらぬ差別を受ける問題が発生するなどし、改めて感染症に関する人権意識の重要性を認識させられました。

H I V感染者、ハンセン病回復者等のほかにも、多くの感染症、原因不明の難病などがあります。患者や家族が不当な差別や偏見を受けることがないよう、正しい知識の普及・啓発を図る必要があります。

アンケート結果によると、感染症患者等の人権問題で特に問題があることとしては、「差別的な言動をする」が30.1%と最も高く、「わからない」（29.2%）を除くと、次いで、「就職や職場などで不利な扱いをする」が28.5%となっています。

図表４－18 感染症患者等の人権問題について特に問題があると思うこと（３つまで）



* 前回（平成26年）の調査には設定のない選択項目

(2) 施策の方向性

① 感染症患者等の人権に関する教育・啓発の推進

○学校教育の中で、発達段階に応じてH I V・エイズ等の正しい知識を身に付けることにより、病気に対する偏見や差別をなくす教育を推進します。

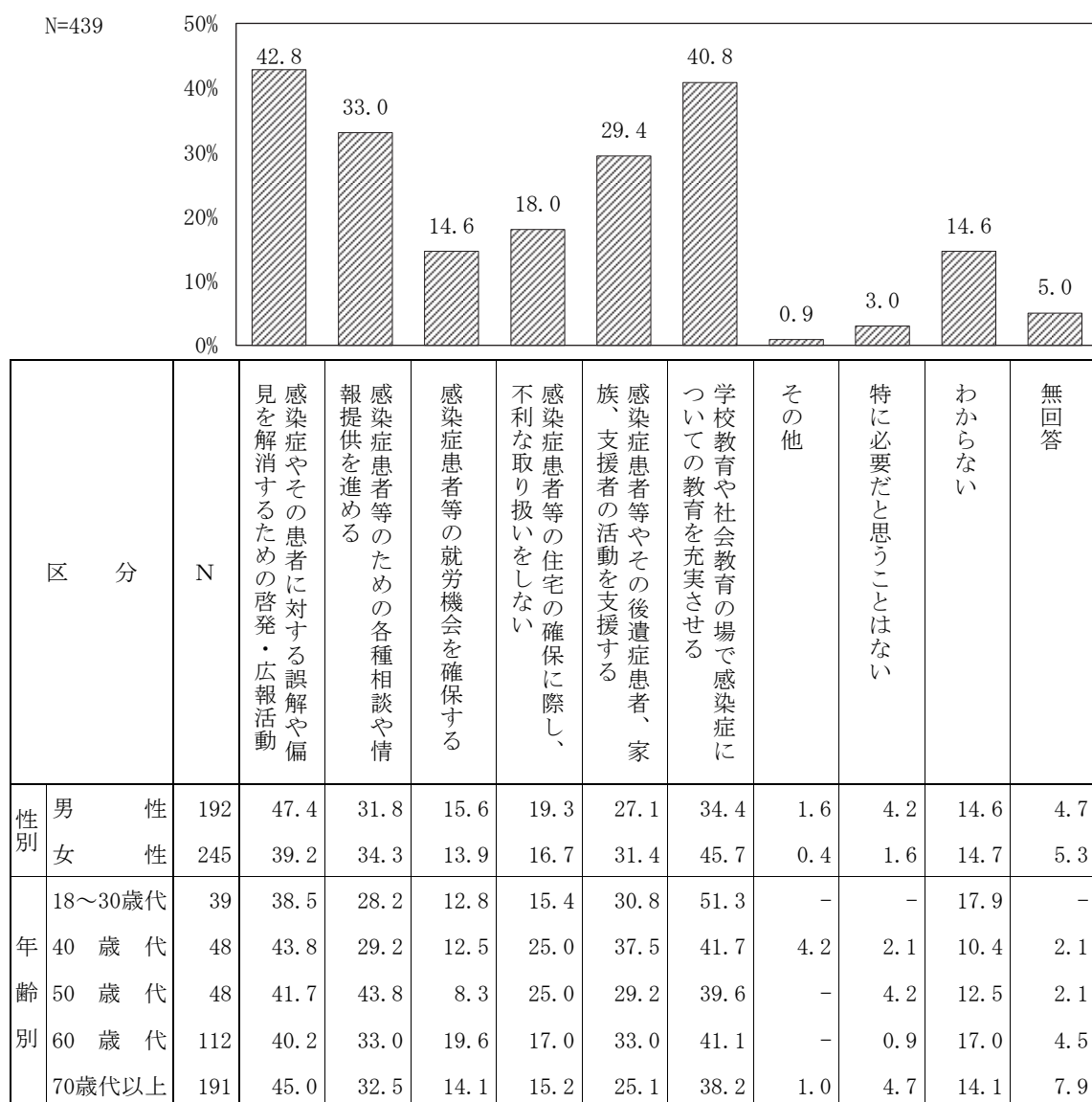
○H I V・エイズやハンセン病等についての正しい知識の普及を図り、病気や感染者、患者、回復者及びその家族に対する偏見や差別を解消し、理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。

○新型コロナウイルスのような感染症患者等への偏見や差別をなくするため、正しい知識や理解を深める教育・啓発活動に継続して取り組みます。

②相談体制等の充実

○保健所をはじめとする関係機関等と連携し、感染症の不安や悩みなどに対応するため、相談体制の充実に努めます。

図表４－１９ 感染症患者等の人権を尊重するために必要だと思うこと（３つまで）



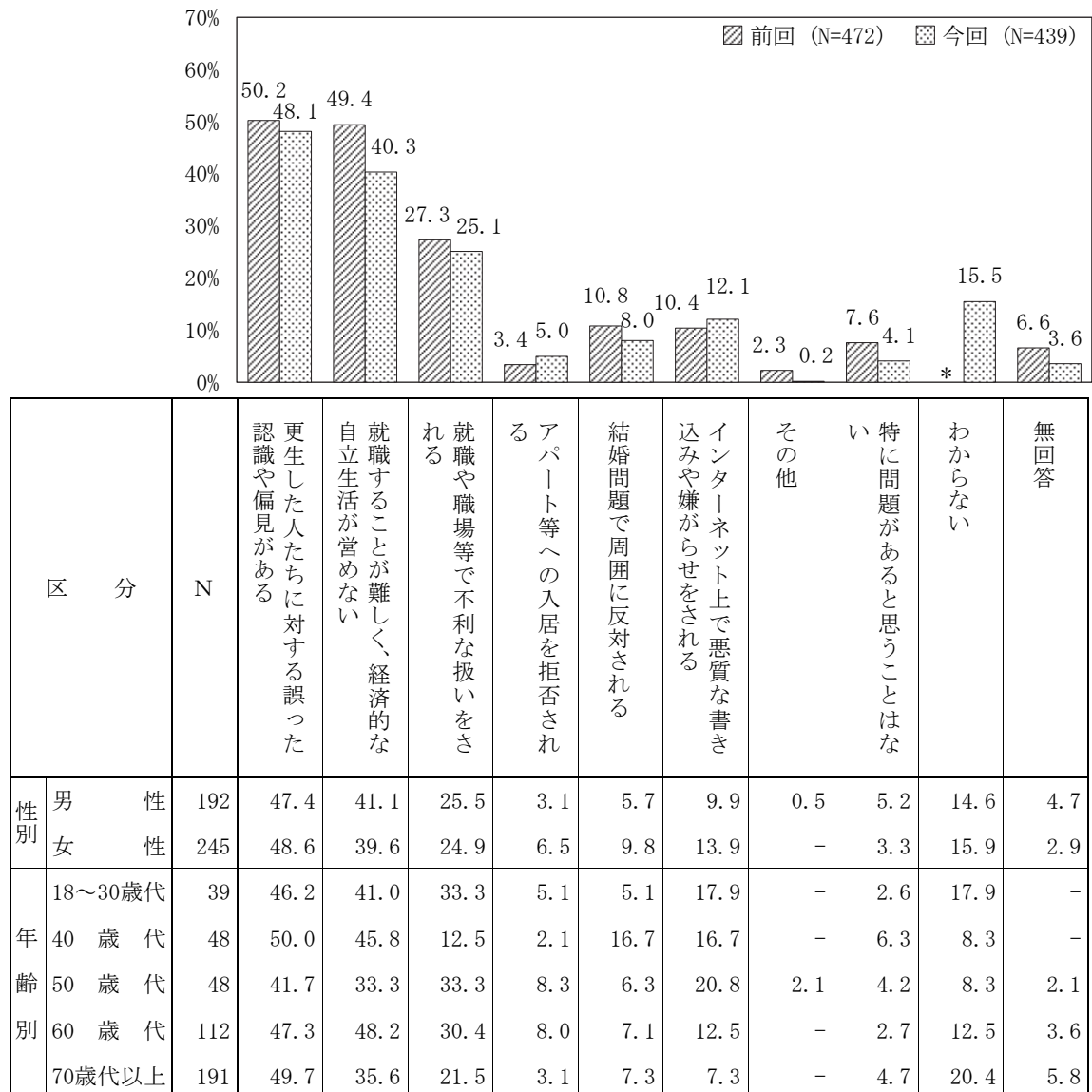
8 刑を終えて出所した人等の人権

(1) 現状と課題

刑を終えた人、保護観察中の人、逮捕・勾留後に保釈された人など、さらに、その家族に対する社会の対応は厳しいものがあります。社会復帰を目指す場合にも、就職や住居の確保が難しい状況にあります。本人の更生意欲はもちろんですが、地域社会の一員として明るい生活を営むためには、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力による支援が必要です。

アンケート結果によると、罪や非行を犯した人が罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合、どのような人権問題があるかについて、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見がある」が48.1%と最も高く、次いで、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない」も40%を上回っています。

図表4-20 刑を終えて出所した人の人権について問題があると思うこと（2つまで）



* 前回（平成26年）の調査には設定のない選択項目

(2) 施策の方向性

①刑を終えて出所した人等の人権に関する教育・啓発の推進

○刑を終えて出所した人等の社会復帰が円滑に進むよう、さまざまな学習機会の場で人権尊重の意識を高める教育を進めるとともに、人権擁護施策として刑を終えて出所した人等の人権の啓発活動を推進します。

②「社会を明るくする運動」の推進

○関係機関や保護司会などと連携して「社会を明るくする運動」を推進し、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域社会をめざします。

③相談体制等の整備

○関係機関等と連携し、刑を終えて出所した人等やその家族の人権相談に対応していきます。

○刑を終えて出所した人等が円滑な社会復帰を果たすために、保健医療・福祉サービスの利用等を支援します。

9 犯罪被害者とその家族の人権

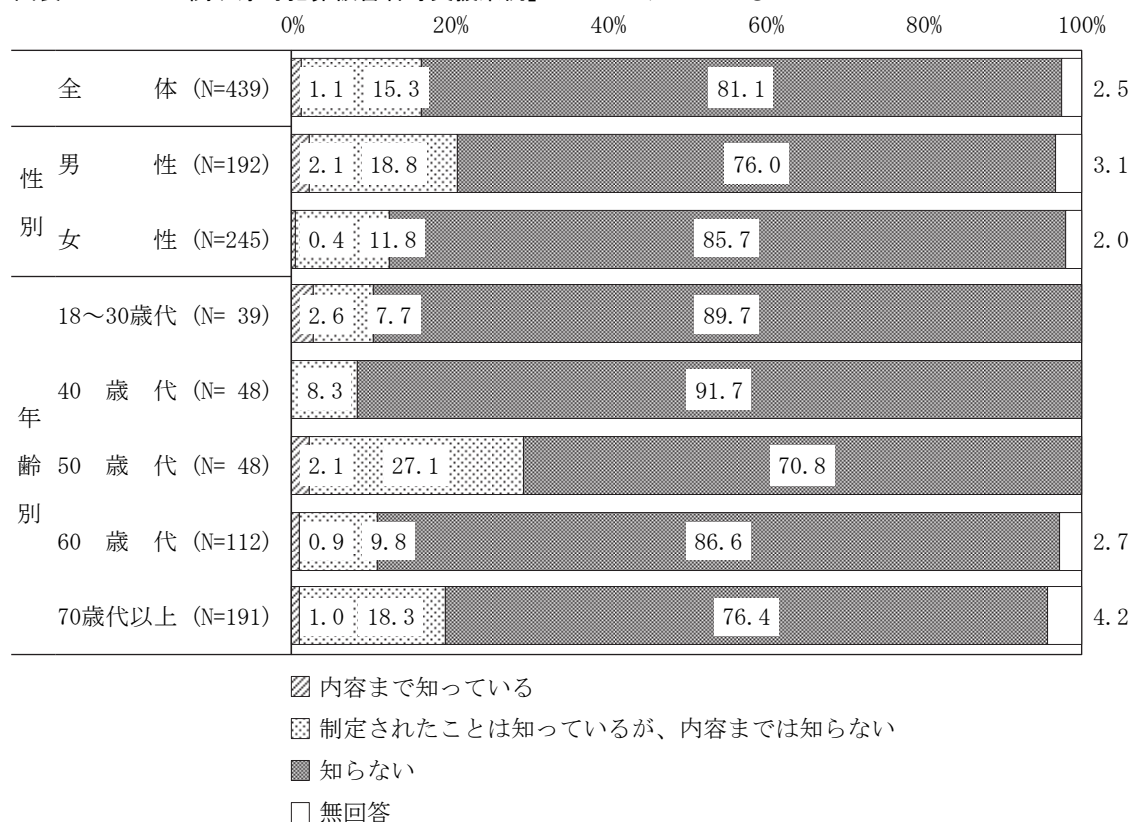
(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族については、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるのみならず、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされるなどの問題が指摘されてきました。また、犯罪加害者の家族についても共通するような問題もあり、議論がなされています。住民が犯罪被害者やその家族の気持ちを理解し、二次的な被害が起きないように、人権尊重の啓発活動を推進していく必要があります。

平成16年に、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、「犯罪被害者等基本法」が制定され、これに基づく「犯罪被害者等基本計画」により、各種施策の展開が図られています。

関ヶ原町においては、平成31年3月に「関ヶ原町犯罪被害者等支援条例」を制定しました。この条例は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念とともに、町や町民等の責務等を定めています。基本理念として、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行うこと、二次的被害の防止に最大限の配慮をすることなどを定めています。また、施策としては、相談及び情報の提供等、経済的負担の軽減等、広報及び啓発について定めていますが、アンケート結果によると、町民に十分に認知されていない状況です。

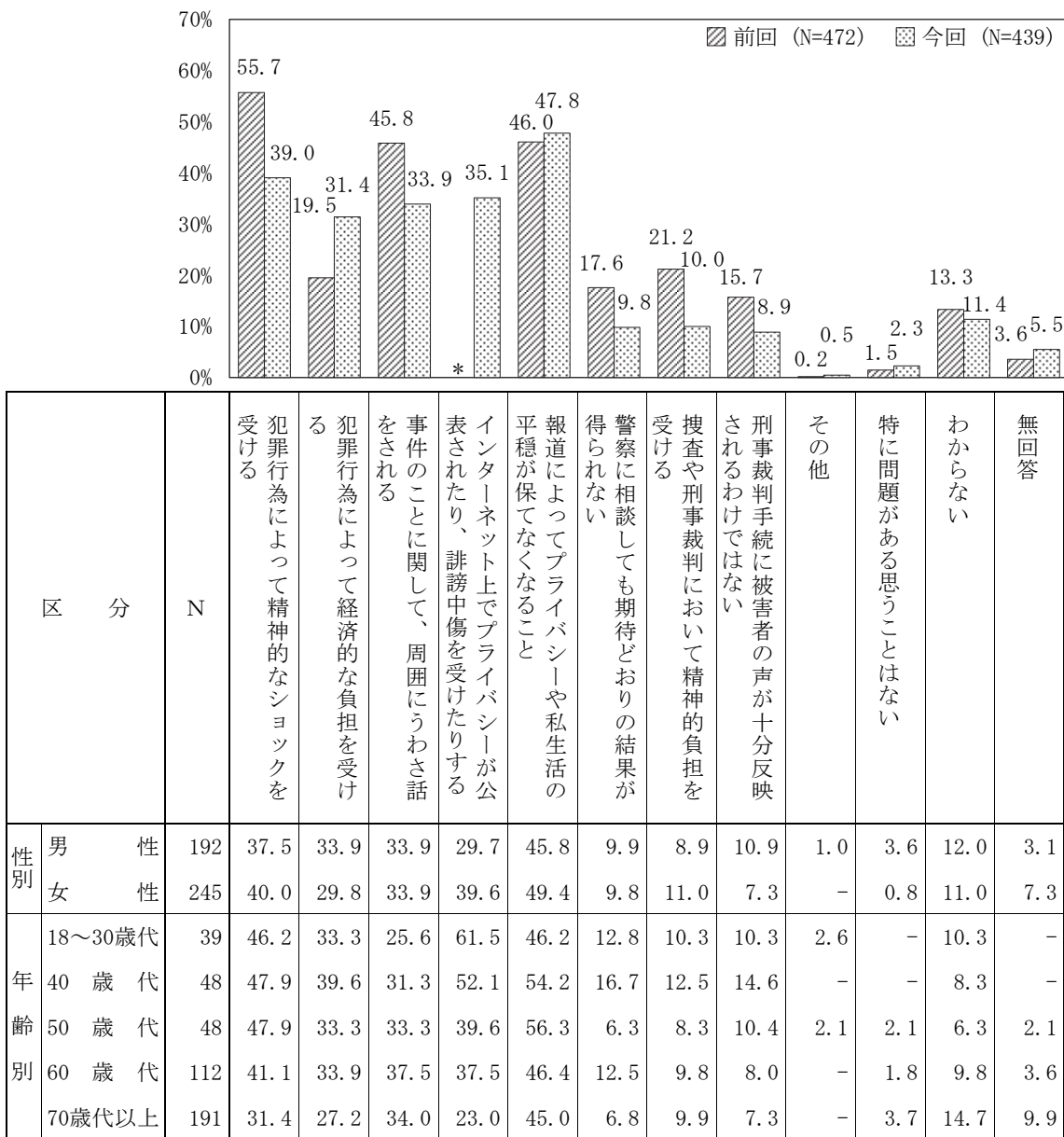
図表4-21 「関ヶ原町犯罪被害者等支援条例」について知っているか



犯罪被害者とその家族の人権問題で特に問題があることとしては、「報道によってプライバシー（に関することが公表されること）や（取材によって）私生活の平穏が保てなくなる」が47.8%と最も高く、次いで、「犯罪行為によって精神的なショックを受ける」（39.0%）、「インターネット上でプライバシーが公表されたり、誹謗中傷を受けたりする」（35.1%）などとなっています。

前回（平成26年）の調査結果と比べると、「犯罪行為によって精神的なショックを受ける」や「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされる」、「捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける」が10ポイント以上低下する一方、「犯罪行為によって経済的な負担（転居、離職など）を受ける」が10ポイント以上上昇しています。

図表4-22 犯罪被害者とその家族の人権問題について特に問題があると思うこと（3つまで）



* 前回（平成26年）の調査には設定のない選択項目

(2) 施策の方向性

①犯罪被害者等の人権に関する教育・啓発の推進

○犯罪被害者やその家族の気持ちを理解し、二次的な被害が起きないように、さまざまな学習機会の中で人権尊重の意識を高める教育を進めます。

○ぎふ犯罪被害者支援センターをはじめとする関係機関等と連携し、犯罪被害者等の置かれている状況などについて理解を深める啓発活動に取り組みます。

②相談・支援等の推進

○「関ヶ原町犯罪被害者等支援条例」の周知に努めるとともに、関係機関等と連携し、犯罪被害者やその家族の相談・支援体制の充実に努めるほか、同じような問題を抱える犯罪加害者家族の人権に関する情報の収集等に取り組みます。

10 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットは、その便利さから利用が広がる一方で、その匿名性や情報発信の容易さから、他人への誹謗中傷、個人のプライバシーに関する情報の無断掲示など、インターネットを悪用した人権やプライバシーの侵害につながる行為が急増しています。

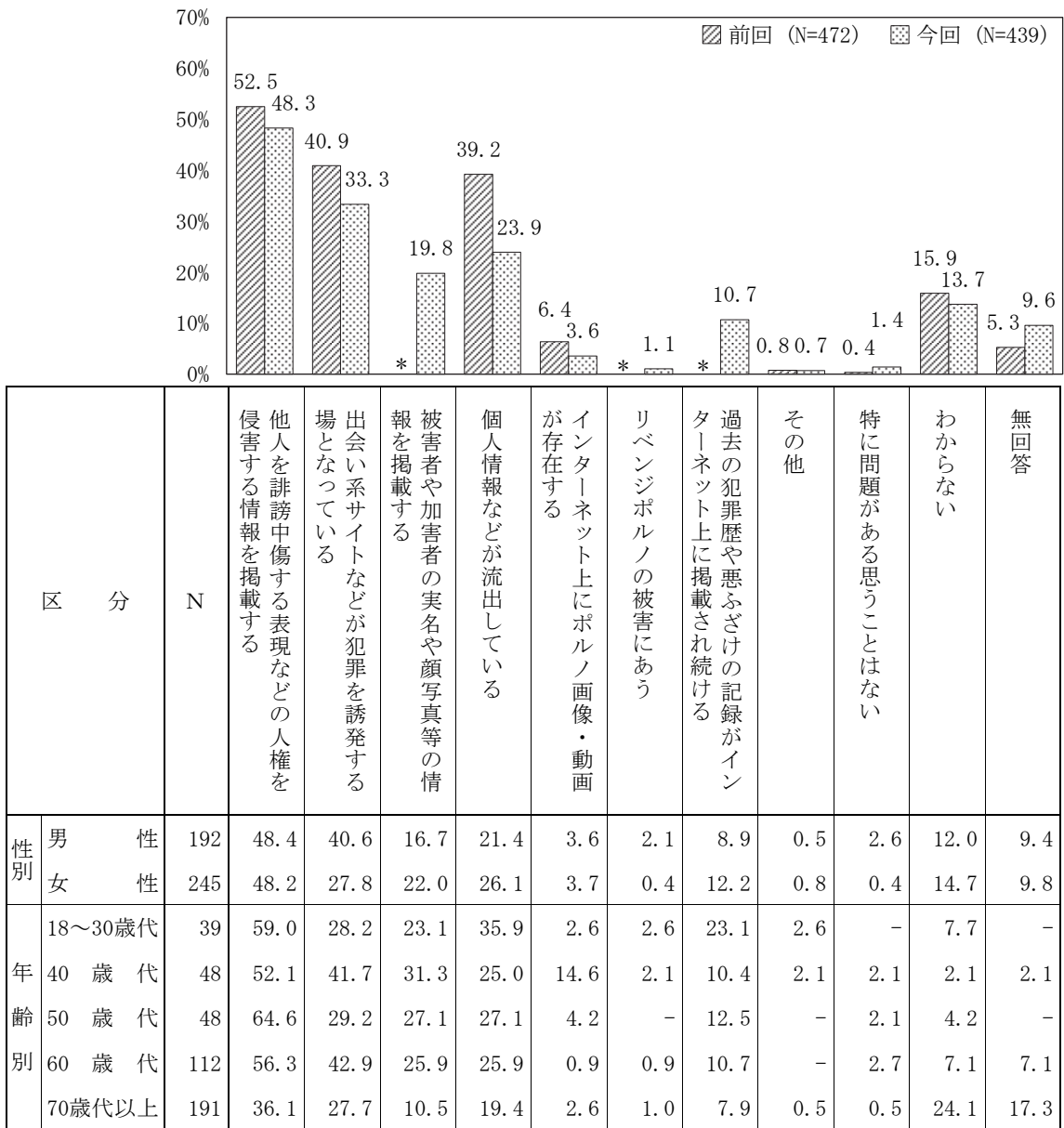
異性を紹介する「出会い系サイト」による児童買春、過激な暴力シーン、児童ポルノのサイトなどが、子どもを巻き込む犯罪などを引き起こす原因になっていると考えられます。

国は、平成13年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を制定しました。この法律により、インターネット上などの情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダやサーバの管理者などに対して発信者の情報の開示を請求する権利が与えられました。その後、同法の改正により開示請求を行うことができる範囲の見直しなどが行われましたが、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害の問題が後を絶たないことから、令和6年に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」に改正され、大規模プラットフォーム事業者に対応の迅速化、運用状況の透明化に係る措置が義務づけられました。

子どもの人権の項で述べたように、本町においては、いじめによる事件は発生していませんが、学校裏サイトやネットいじめ、それらを原因とした自殺や不登校などは重大で深刻な社会問題となっています。

アンケート結果によると、インターネットによる人権侵害で特に問題があることとしては、「他人を誹謗中傷する表現（や差別を助長する表現）などの人権を侵害する情報を掲載する」が48.3%と最も高く、次いで、「（SNSでの交流や）出会い系サイトなどが犯罪を誘発する場となっている」が33.3%となっています。前回（平成26年）の調査結果と比べると、「個人情報などが流出している」が10ポイント以上低下しています。

図表 4-23 インターネットによる人権侵害について特に問題があると思うこと（２つまで）



*前回（平成26年）の調査には設定のない選択項目

(2) 施策の方向性

①情報モラル教育の推進

- 学校教育の中で、インターネットやラインによるいじめやトラブルなどから子どもを守るための情報モラル教育を推進します。
- 教職員の情報教育（情報モラル）研修などを行い、指導力の向上を図ります。
- インターネット利用のルールを決めるなど、家庭における情報モラル教育の充実を図られるよう、PTAと協力して、保護者を対象とした教育・啓発を推進します。

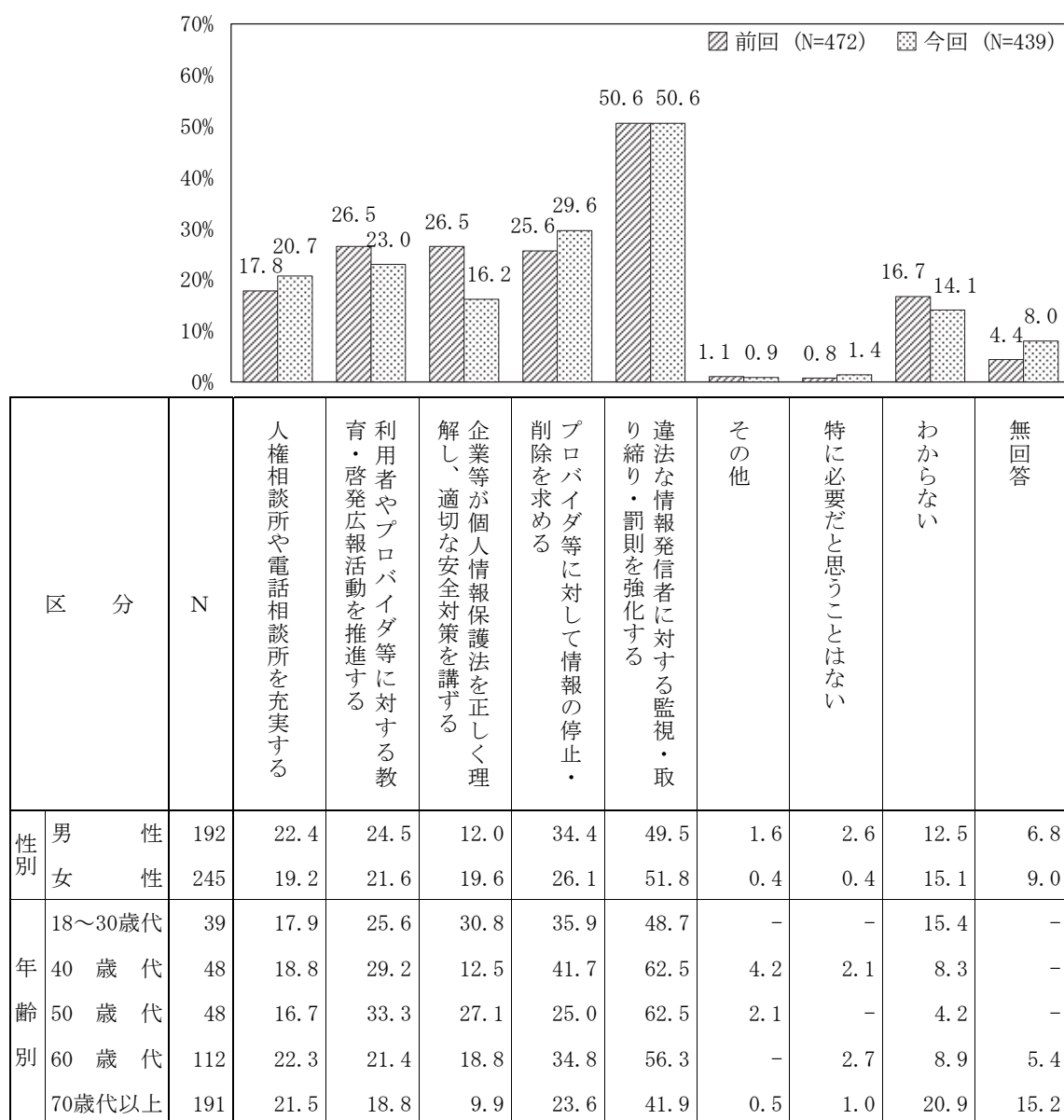
②インターネットによる人権侵害を防止するための啓発の推進

○住民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識を持ってインターネットを利用するよう啓発活動に取り組みます。

③インターネットによる被害の防止とプライバシーの保護

○インターネット上での人権侵害のおそれのある書き込みやいじめ、個人情報の流出など、プライバシーに関わる問題には、法務局などの関係機関等と連携し、適切に対応します。

図表４－24 インターネットによる人権侵害を解決するために必要だと思うこと（２つまで）



1 1 性的指向・性自認を理由とする人権問題

(1) 現状と課題

性的指向とは、人の恋愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を示します。同性愛、両性愛の人々は、少数であるがために周囲の知識や理解はまだ低く、偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどに苦しんでいます。

また、性自認が異なる人とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障が生じている性同一性障がいの人などのことをいいます。平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす人については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりましたが、周囲の知識や理解はまだ低く、偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどに苦しんでいます。

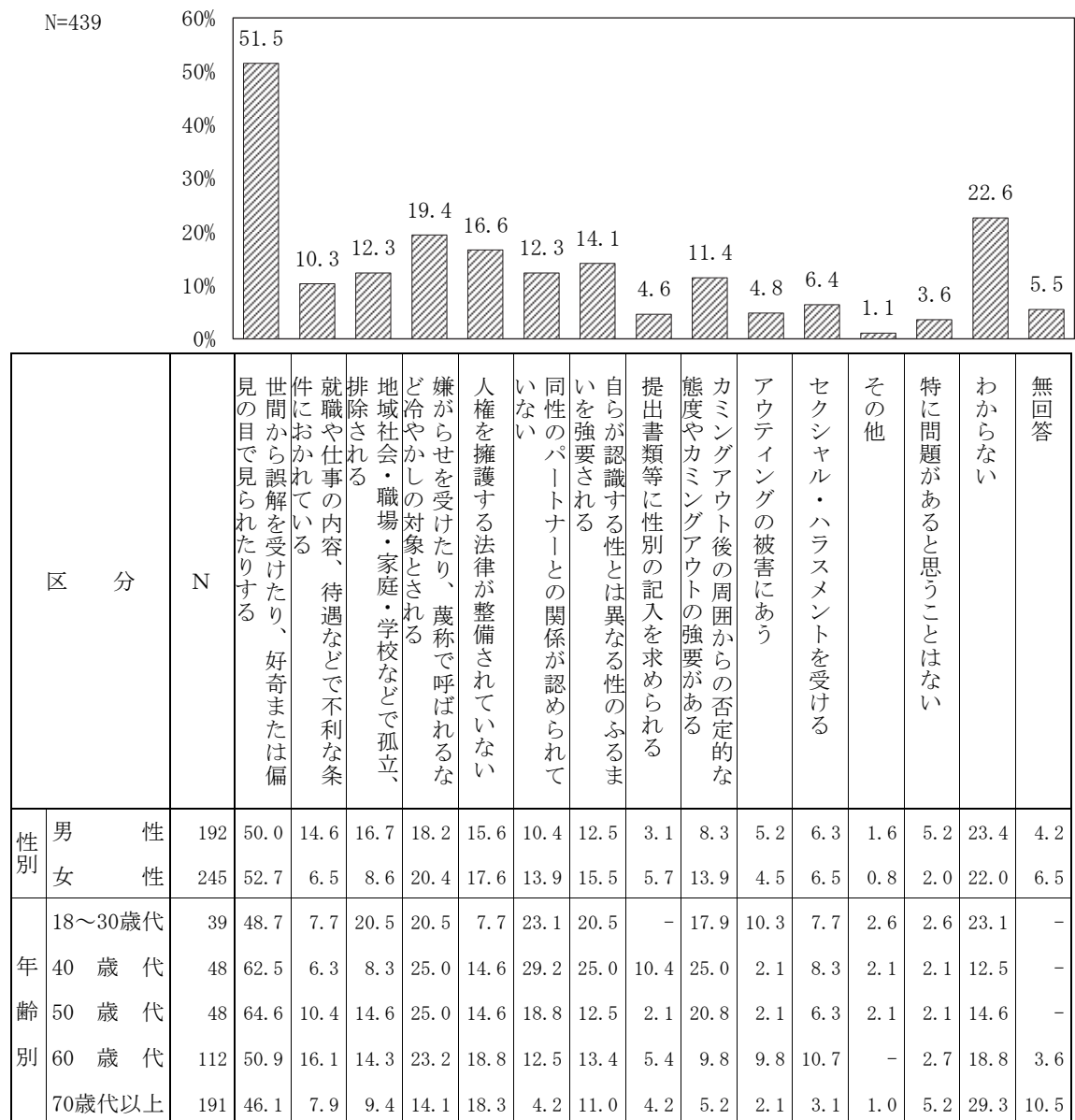
なお、これらの人のうち、女性の同性愛者（Lesbian）と男性の同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、からだの性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人（Transgender）たちは「L G B T」と言われています。しかし、「性」に関わる意識は多様であり、これにあてはまらない人もいる（自分の性のあり方を決められない、わからない、決めない人（Questioning）なども加えて「L G B T Q +」などと表される）ことを認識しておく必要があります。

こうした性的指向や性自認に関する国民の理解が必ずしも十分でないことから、国は、令和5年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を制定し、基本計画等の策定や施策の実施に取り組んでいます。

性的指向や性自認の異なる人は、学校や職場の中で、さまざまな問題をかかえており、偏見や差別をなくし人権が尊重されるよう、啓発に取り組んでいく必要があります。

アンケート結果によると、性的指向や性自認の異なる人の人権問題で特に問題があることとしては、「(社会的理解度が低い) 世間から誤解を受けたり、好奇または偏見の目で見られたりする」が51.5%と特に高く、このほかのほとんどの選択項目では20%以下となっています。

図表 4-25 性的指向や性自認の異なる人の人権問題について特に問題があると思うこと（3つまで）



(2) 施策の方向性

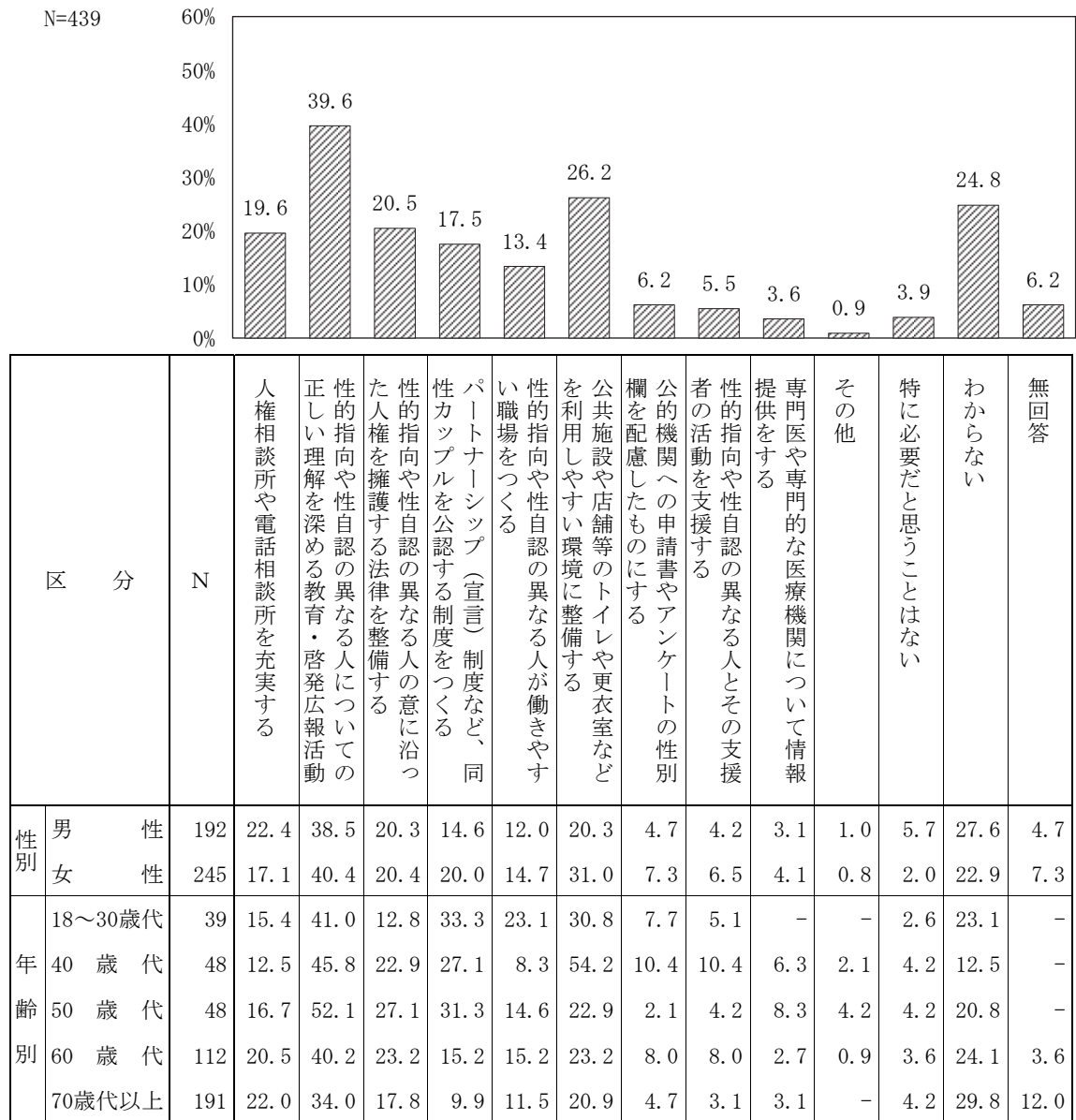
①性的指向や性自認の異なる人の人権に関する教育・啓発の推進

○性的指向や性自認の異なる人に関する人権問題や人権施策についての情報の収集や周知に努めるとともに、正しい理解を深める教育・啓発活動に取り組みます。

②相談体制等の整備

○性的指向や性自認の異なる当事者や周囲の人が抱える悩みや困難の解消のため、相談・支援体制の整備に努めます。

図表４－26 性的指向や性自認の異なる人への人権問題を解決するために必要だと思うこと（３つまで）



1 2 さまざまな人権問題

これまでの示した以外にもさまざまな人権問題があり、また、今後発生する新たな人権問題に対しても、住民自ら差別や偏見に気づき、住民同士で人権意識を高め合うことができるよう、人権教育・啓発を推進に取り組めます。

(1) アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っています。しかし、その文化が十分に保存・伝承されているとは言いがたい状況です。アイヌの人々の問題は、他の少数民族に対する偏見や差別の問題にも結びつくものです。少数者であることを理由にアイヌの人々の独自の文化、習慣を否定することがないよう、アイヌの人々に関する理解を深めていく必要があります。

(2) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

北朝鮮当局による拉致問題は、国際社会における重大な人権侵害犯事件であるとの認識を持つことが重要です。「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～12月16日）が設けられるなど、北朝鮮当局による拉致被害者の人権侵害問題についての啓発が進められています。国や岐阜県、関係団体等に協力し、広く関心と認識を深めていく必要があります。

(3) 人身取引の被害者の人権

人身取引（トラフィッキング）は、性的搾取、強制労働等を目的とした重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。人身取引についての関心を高め、人身取引が重大な人権侵害であるという認識を深めるよう、正しい情報を発信していく必要があります。

(4) ホームレスの人権

ホームレスの人々は、失業や家庭問題などさまざまな要因により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずに野宿生活を余儀なくさせられています。ホームレスの中には衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。また、野宿生活者と地域社会とのあつれきなどにより、ホームレスへの嫌がらせや暴行などの人権侵害の問題も発生しています。ホームレスへの偏見や差別の解消に向け、地域の理解や協力を深めるとともに、ホームレスの人々が、地域で自立して生活することができるよう、状況の把握や相談支援に取り組む必要があります。

(5) 災害等に起因する人権問題

予測できない自然災害においては、未曾有の被害がもたらされるとともに、被災した人々が差別を受けたり、風評被害を受けるなどの問題が発生します。さらに、こうした大規模災害による避難生活におけるプライバシーなどにも配慮していく必要があります。

資料編



1 策定経過

年 月 日	事 項	内 容
令和5年10月1日 ～10月16日	○人権に関する町民意識調査の実施	・関ヶ原町在住の18歳以上の人 配布1,000 有効回答439（43.9%）
令和6年11月12日	○第1回関ヶ原町人権施策推進 指針策定委員会	・人権施策推進指針の改定について ・意見交換
令和7年1月22日	○第2回関ヶ原町人権施策推進 指針策定委員会	・人権施策推進指針（第一次改定案） について ・意見交換
令和7年2月1日 ～3月3日	○パブリックコメントの実施	

2 関ヶ原町人権施策推進指針策定委員会

【委 員】（任期：令和6年10月1日～令和7年3月31日）

氏 名	所 属 等	備 考
金 森 京 子	関ヶ原町人権擁護委員会 代表	委員長
中 川 武 子	関ヶ原町議会 代表	
三 輪 均	関ヶ原町社会福祉協議会 会長	副委員長
三 和 詳 司	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会 不破支部関ヶ原分会 会長	
不 破 英 明	関ヶ原町民生委員児童委員協議会 会長	
吉 田 儀 一	関ヶ原町老人クラブ連合会 会長	
増 田 英 雄	関ヶ原町小中学校校長会 会長	
北 村 一 磨	関ヶ原中学校PTA 会長	
徳 永 英 俊	関ヶ原町教育委員会教育課 課長	

（順不同、敬称略）

【事務局】

藤 田 栄 博	副町長
西 村 克 郎	住民課 課長
児 玉 裕 一	住民課 課長補佐
小 寺 由 香	住民課 社会福祉係長

3 関係法令等

(1) 世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人々の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭

をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有す

る。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

(2) 主な人権関連条約

名称（略称）	国際連合採択年月	日本締結年月	締結国・地域等数	概要
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権A規約）	1966 (S41). 12	1979 (S54). 6	172	労働の権利、社会保障についての権利、教育及び文化活動に関する権利等のいわゆる社会権を主として規定している。
市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権B規約）	1966 (S41). 12	1979 (S54). 6	174	人は生まれながらにして自由であるという基本的考えのもと、個人の生活を公権力の干渉や妨害から保護するという観点に立った権利、つまり自由権的権利を中心に規定している。
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）	1965 (S40). 12	1995 (H7). 12	182	締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を確保するため、あらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なく実施すること等を内容としている。
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）	1979 (S54). 12	1985 (S60). 6	189	締約国には、女性であるとの理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる、完全な男女平等を実現することを目的として、遅滞なく措置をとることが求められている。
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）	1984 (S59). 12	1999 (H11). 6	174	「拷問」を公務員等が情報収集等のために身体的、精神的な重い苦痛を故意に与える行為と定義し、各締約国が拷問を刑法上の犯罪とするとともに、そのような犯罪人の引渡し等について規定している。
児童の権利に関する条約（児童の権利条約）	1989 (H1). 11	1994 (H6). 4	196	世界には、貧しさや飢え、戦争等で苦しんでいる子どもたちがたくさんおり、そのような現実を踏まえ、18歳未満のすべての子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的としている。
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）	2006 (H18). 12	2009 (H21). 7	75	拉致を含む強制失踪を犯罪として定め、その処罰の枠組みの確保及び予防に向け締約国がとるべき措置等について規定している。
障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）	2006 (H18). 12	2014 (H26). 1	191	障がいのある人の人権、基本的自由の享有の確保等を目的とし、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や障がいのある人の社会への参加・包容の促進、条約実施の監視枠組みの設置等の障がいのある人の権利実現のために締約国がとるべき措置等について規定している。

※締結国・地域等数は、令和6年6月現在。「人権の擁護」（令和6年9月、法務省）より引用。

(3) 日本国憲法（抄）

昭和21年11月 3 日公布

昭和22年 5 月 3 日施行

〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔思想及び良心の自由〕

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔基本的人権の由来特質〕

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

(4) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月 6 日法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

(5) その他の主な人権関連法

分野	名称（略称）	公布年月	施行年月
女性	売春防止法	S31(1956). 5	S32(1957). 4
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）	S47(1972). 7	S47(1972). 7
	男女共同参画社会基本法	H11(1999). 6	H11(1999). 6
	ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）	H12(2000). 5	H12(2000). 11
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	H13(2001). 4	H13(2001). 10
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	H27(2015). 9	H27(2015). 9
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	H30(2018). 5	H30(2018). 5
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	R4(2022). 5	R6(2024). 4
子ども	児童福祉法	S22(1947). 12	S23(1948). 1
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）	H11(1999). 5	H11(1999). 11
	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）	H12(2000). 5	H12(2000). 11
	子ども・若者育成支援推進法	H21(2009). 7	H22(2010). 4
	子ども・子育て支援法	H24(2012). 8	H27(2015). 4
	いじめ防止対策推進法	H25(2013). 6	H25(2013). 9
	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	H25(2013). 6	H26(2014). 1
	こども基本法	R4(2022). 6	R5(2023). 4
高齢者	老人福祉法	S38(1963). 7	S38(1963). 8
	高齢社会対策基本法	H7(1995). 11	H7(1995). 12
	介護保険法	H9(1997). 12	H12(2000). 4
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	H13(2001). 4	H13(2001). 8
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）	H17(2005). 11	H18(2006). 4
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	H18(2006). 6	H18(2006). 12
	成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）	H28(2016). 4	H28(2016). 5
障がい者	障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）	S35(1960). 7	S35(1960). 7
	障害者基本法	S45(1970). 5	S45(1970). 5
	身体障害者補助犬法	H14(2002). 5	H14(2002). 10
	発達障害者支援法	H16(2004). 12	H17(2005). 4
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	H17(2005). 11	H18(2006). 4
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）	H23(2011). 6	H24(2012). 10
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	H25(2013). 6	H28(2016). 4
	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）	H30(2018). 12	H30(2018). 12
	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）	R4(2022). 5	R4(2022). 5

分野	名称（略称）	公布年月	施行年月
部落差別 （同和問題）	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	H28(2016).12	H28(2016).12
外国人	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）	H28(2016).6	H28(2016).6
	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）	H28(2016).11	H29(2017).11
感染症患者 等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）	H10(1998).10	H11(1999).4
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）	H20(2008).6	H21(2009).4
	新型インフルエンザ等対策特別措置法 ＊新型コロナウイルス感染症に対応するため、 2021（令和3）年2月に一部改正	H24(2012).5	H25(2013).4
犯罪被害者 等	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（犯罪被害者等保護法）	H12(2000).5	H12(2000).11
	犯罪被害者等基本法	H16(2004).12	H17(2005).4
インター ネットによる 人権侵害	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）	H13(2001).11	H14(2002).5
	自殺対策基本法	H18(2006).6	H18(2006).10
	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ被害防止法）	H26(2014).11	H26(2014).11
性的指向・性 自認を理由と する人権問題	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）	H15(2003).7	H16(2004).7
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	R5(2023).6	R5(2023).6
さまざまな 人権問題	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ民族支援法）	H31(2019).4	R1(2019).5
	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（拉致被害者支援法）	H14(2002).12	H15(2003).1
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権侵害対処法）	H18(2006).6	H18(2006).6
	人身保護法	S23(1948).7	S23(1948).9
	生活保護法	S25(1950).5	S25(1950).5
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）	H14(2002).8	H14(2002).8
	生活困窮者自立支援法	H25(2013).12	H27(2015).4
	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（子ども・被災者支援法）	H24(2012).6	H24(2012).6
	個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）	H15(2003).5	H15(2003).5

※名称は、令和7年1月現在。公布・施行年月は当初。

関ヶ原町人権施策推進指針（第一次改定）

令和 7 年 3 月

発行者 ― 関ヶ原町

編 集 ― 住民課

岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894番地の58

Tel 0584-43-1113 FAX 0584-43-2120
